

宇治市地域防災計画改定（案）について

1. 主な改定項目

- (1) 新たな防災気象情報との整合
- (2) 府地域防災計画の改定を踏まえた修正
- (3) 宇治市防災行政無線に関する修正
- (4) 指定緊急避難場所・指定避難所及び炊き出し実施場所の修正
- (5) その他時点修正等

2. 改定の概要

(1) 新たな防災気象情報との整合

【一般対策編第3編第5、11、29章】

【資料編資料1-45-1、1-45-2、1-46、2-48、2-53】

令和8年5月29日より新たな防災気象情報の運用が開始されたことに伴い、地域防災計画における避難誘導計画等に関する記載や、特別警報、危険警報、警報、注意報の名称や概要について修正等を行います。

(2) 府地域防災計画の改定を踏まえた修正

【一般対策編第2編第3章】

- ・災害時の生活物資の確保については、自助・共助により行われる物資の確保を基本としつつ、市はそれを補完するために、生命・健康維持の観点での重点備蓄品目を中心とした備蓄を計画的に実施し、年に1回備蓄状況を公表することの追記を行います。
- ・国の物資システム（B-PLo）を活用して、防災備蓄倉庫ごとの備蓄資材の品目・数量等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握することの追記を行います。

(3) 宇治市防災行政無線に関する修正

【一般対策編第3編第5、6、11章】

【震災対策編第3編第3、4、9章】

【事故対策編第3編第3、4、7章】

- ・一般、震災、事故の各対策編における広報活動として、必要に応じて被災地域に防災行政無線による緊急広報を実施することの追記を行います。
- ・各対策編における避難指示等の伝達方法として、防災行政無線を活用して市内全域又は関係地区に伝達することの追記を行います。
- ・各対策編における防災行政無線の運用に係る要綱を、市地域防災無線管理要綱から市防災行政無線管理要綱に変更します。

(4) 指定緊急避難場所・指定避難所及び炊き出し実施場所の修正

【資料編資料1-2】

【資料編資料1-34】

- ・北小倉小学校、西小倉小学校、南小倉小学校の閉校に伴い、北小倉小の地区班名を「旧北小倉小」に、施設名を「旧北小倉小学校（西宇治体育館空地含む）」に修正するとともに、収容人数を修正します。
- ・西小倉小の地区班名を「にしおぐら小」に、施設名のうち西小倉小学校を「旧西小倉小学校」に修正し、西小倉中学校の前に「にしおぐら小学校・」を追記すると共に、各施設の収容人数を修正します。

- ・南小倉小の地区班名を「旧南小倉小」に修正し、南小倉小学校の指定緊急避難場所・指定避難所の指定を解除します。
- ・併せて炊き出し実施場所の一覧から北小倉小学校、西小倉小学校、南小倉小学校を削除し、宇治市学校給食センターを追記します。

避難所の収容人数の考え方

施設名	R7年度	(単位：人) 旧北小倉小の 跡地工事着手前
北小倉小学校 → (R8年度～) 旧北小倉小学校	1,740	1,740
西小倉小学校 → (R8年度～) 旧西小倉小学校	1,750	530
南小倉小学校 → (R8年度～) 旧南小倉小学校	1,810	0
西小倉中学校 → (R8年度～) にしおぐら小学校・ 西小倉中学校	2,370	5,400
収容人数	7,670	7,670

- ▶ 令和8年度は、グラウンド等を活用していること、地域への説明が必要な期間であることから、引き続き旧3小学校の避難所開設を行います。
- ▶ 旧北小倉小学校の整備開始に伴い、西宇治体育館を活用することにより、これまでの収容人数を確保することとしています。

(5) その他時点修正等

その他、時点修正や文言修正等を行うものです。

3. 今後のスケジュール

災害対策基本法第42条第5項に基づき、京都府へ報告後、市HPで公表します。

新旧対照表

一般対策編	P. 1～P. 14
震災対策編	P. 15～P. 17
事故対策編	P. 17～P. 19

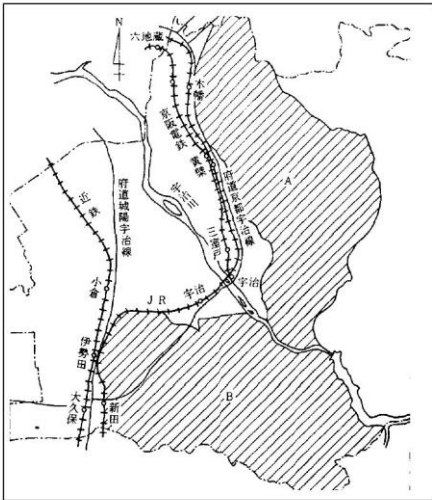
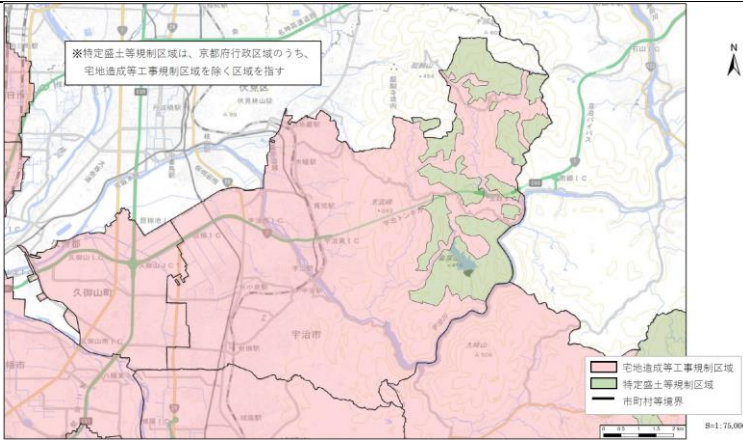
追加・修正 資料

資料編	P. 20～P. 28
資料1－2	避難施設一覧
資料1－34	炊き出し実施場所、設備状況等一覧表
資料1－45－1	特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報）
資料1－45－2	特別警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報以外）
資料1－46	キキクル等の種類と概要
資料2－48	土砂災害警戒区域における避難情報の発令の判断基準
資料2－53	気象台_警戒レベルと防災気象情報の関係

宇治市地域防災計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由
一般対策編-14	第2編 災害予防計画 第2章 災害に強い宇治市づくり 第1節 水害の予防 3. 気象、水位、雨量等の観測 (1) 気象 ア. 気象庁の機関が行う予報及び警報 気象の観測によって発せられる予報及び警報は、<u>気象業務法（昭和27年法律第165号）の定めるところにより、気象庁がこれを行い報道機関の協力を得て、公衆に周知させるとともに関係機関にも連絡することになっている。</u> 本市の場合、京都地方気象台を拠点とし、京都府関係機関を経由してこれらの措置がとられており、その種類及び連絡系統は通信情報計画のとおりである。 イ. 略	第2編 災害予防計画 第2章 災害に強い宇治市づくり 第1節 水害の予防 3. 気象、水位、雨量等の観測 (1) 気象 ア. 気象庁の機関が行う予報及び警報 気象の<u>予報及び警報は、気象業務法（昭和27年法律第165号）の定めるところにより、気象庁が自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執るほか、報道機関の協力を得て公衆に周知させるまた、関係機関にも連絡する。</u> 本市の場合、京都地方気象台を拠点とし、京都府関係機関を経由してこれらの措置がとられており、その種類及び連絡系統は通信情報計画のとおりである。 イ. 略	気象業務法の条文との整合
一般対策編-16	第3節 造成地・急傾斜地災害の予防 1. 宅地造成工事等による災害の防止 市周辺部における大規模な宅地造成工事に伴い、がけ崩れや土砂の流出が起これないようにするとともに、雨水の流出を抑制するように災害防止上必要な対策及び指導を強化するものとする。 (1) 宅地造成等工事規制区域の現況 「宅地造成等規制法」に基づき、昭和39年4月（府施行期日）に市内の2地区2,127haを宅地造成工事規制区域として京都府知事の指定を受け、規制を行っており、新規の宅地造成はもちろん既存の場所についても災害防止のため必要な勧告を行うなど、行政指導の強化、徹底を図るものとする。なお、<u>宅地造成工事規制区域</u>は下図のとおりである。	第3節 造成地・急傾斜地災害の予防 1. 宅地造成工事等による災害の防止 市周辺部における大規模な宅地造成等に関する工事に伴い、がけ崩れや土砂の流出が起これないようにするとともに、雨水の流出を抑制するように災害防止上必要な対策及び指導を強化するものとする。 (1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の現況 「<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>」に基づき、令和7年5月1日から<u>宇治市全域を宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域</u>として京都府知事の指定を受け、規制を行っており、新規の宅地造成等はもちろん既存の盛土等についても災害防止のため必要な勧告を行うなど、災害の防止が図られることとなる。なお、<u>宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域</u>は下図のとおりである。	法改正に伴う文言修正

宇治市地域防災計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由																						
	<table><tr><th>指定</th><th>符号</th><th>区 域</th><th>面積(単位 ha)</th></tr><tr><td rowspan="3">昭和 39 年 4 月 1 日</td><td>A</td><td>東宇治地区</td><td>1,025</td></tr><tr><td>B</td><td>西宇治地区</td><td>1,102</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td>2,127</td></tr></table> 図 宅地造成工事規制区域図 (2) 規制区域内防災パトロール 市内の宅地造成地の総点検を進めるとともに、毎年出水期の前に実施する防災パトロールにおいて、特に危険な箇所の点検を実施し、状況に応じて土地所有者、造成主、施工業者など関係者の聴問を行い、必要な防災処置を行うよう指導する。また、非常災害時には、状況により避難指示を出すこととする。 (3)～(5) 略	指定	符号	区 域	面積(単位 ha)	昭和 39 年 4 月 1 日	A	東宇治地区	1,025	B	西宇治地区	1,102	計		2,127	<table><tr><th>指定</th><th>区 域</th><th>面積(単位 ha)</th></tr><tr><td rowspan="2">令和 7 年 5 月 1 日</td><td>宅地造成等工事規制区域</td><td>5,600</td></tr><tr><td>特定盛土等規制区域</td><td>1,150</td></tr></table> 図 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域平面図 (2) 規制区域内防災パトロール 毎年出水期の前に実施する防災パトロールにおいて、特に危険な箇所の点検を実施し、状況に応じて土地所有者、造成主、施工業者など関係者の聴問を行い、必要な防災処置を行うよう指導する。また、非常災害時には、状況により避難指示を出すこととする。 (3)～(5) 略	指定	区 域	面積(単位 ha)	令和 7 年 5 月 1 日	宅地造成等工事規制区域	5,600	特定盛土等規制区域	1,150	
指定	符号	区 域	面積(単位 ha)																						
昭和 39 年 4 月 1 日	A	東宇治地区	1,025																						
	B	西宇治地区	1,102																						
	計		2,127																						
指定	区 域	面積(単位 ha)																							
令和 7 年 5 月 1 日	宅地造成等工事規制区域	5,600																							
	特定盛土等規制区域	1,150																							
一般対策編-36	第3章 災害の予防、災害応急対策への備え 第9節 資器材等の点検整備 4. 給水に必要な備蓄資器材 本文 略	第3章 災害の予防、災害応急対策への備え 第9節 資器材等の点検整備 4. 給水に必要な備蓄資器材 本文 略 5. <u>生活物資の備蓄</u> <u>災害時の生活物資の確保については、自助・共助により行われる物資の確保を基本としつつ、市はそれを補完するために、生命・健康維持の観点での重点備蓄品目を中心とした備蓄を計画的に実施し、年に1回備蓄状況を公表するものとする。</u>	災害対策基本法第 49 条第2項に基づく備蓄状況の公表を追記																						
一般対策編-39	第13節 避難対策 本文 略	第13節 避難対策 本文 略	京都府の改正と合わせた国の物資システ																						

宇治市地域防災計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由			
		第14節 備蓄状況の把握 <table><tr><td>担当</td><td>市</td><td>危機管理室</td></tr></table> 市は、国の物資システム（B-PLo）を活用して、防災備蓄倉庫ごとの備蓄資材の品目・数量等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。	担当	市	危機管理室	ムの活用を追記
担当	市	危機管理室				
一般対策編-40	第4章 市民及び事業者の防災行動力の向上 第1節 市民の防災意識の向上と防災訓練の実施 1. 防災意識の向上 （1） 水防及び土砂災害対策に関する知識の普及 山間部の開発、宅地の造成等により、山林や田畑による降雨貯溜が減少していることに加え、近年の異常気象等から過去の記録をはるかに超える降雨も考えられ、出水の様態が過去の被害からは予想され得ない事態となり得る。平成24年の京都府南部地域豪雨や平成25年9月の台風18号災害では大きな被害をもたらした。この災害の経験も踏まえ、考えられるあらゆる事態の危険度について、知識の質を高め、水防及び土砂災害対策に関する知識の普及を図る。平常時から防災情報の収集・入手手段についての周知を行い、自らの安全を確保するために早期の防災情報の収集や自主避難の重要性についての啓発を行う。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。	第4章 市民及び事業者の防災行動力の向上 第1節 市民の防災意識の向上と防災訓練の実施 1. 防災意識の向上 （1） 水防及び土砂災害対策に関する知識の普及 山間部の開発、宅地の造成等により、山林や田畑による降雨貯溜が減少していることに加え、近年の異常気象等から過去の記録をはるかに超える降雨も考えられ、出水の様態が過去の被害からは予想され得ない事態となり得る。平成24年の京都府南部地域豪雨や平成25年9月の台風18号災害では大きな被害をもたらした。この災害の経験も踏まえ、考えられるあらゆる事態の危険度について、知識の質を高め、水防及び土砂災害対策に関する知識の普及を図る。平常時から防災情報の収集・入手手段についての周知を行い、自らの安全を確保するために早期の防災情報の収集や自主避難の重要性についての啓発を行う。また、年齢、性別、性自認、障害、国籍等の要因による災害時のリスクや支援ニーズに十分配慮するよう努めるものとする。	多様なニーズへの対応について市の考え方を追記			
一般対策編-57	第3編 災害応急対策計画 第4章 水防上必要な活動 第3節 水防警報等の種類及び内容、通信方法 2. 国土交通省が気象庁と共同して行う洪水予報 洪水によって国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川の洪水について、国土交通省（近畿地方整備局）と気象庁（大阪管区気象台）が共同して指定河川において洪水予報を行うものであり、資料1-44のとおり発表される。警戒レベル2から5に相当する。 （1） 対象河川、区域等 本市域で指定された河川は、下表のとおりである。	第3編 災害応急対策計画 第4章 水防上必要な活動 第3節 水防警報等の種類及び内容、通信方法 2. 国土交通省が気象庁と共同して行う洪水予報 河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。宇治川・木津川下流については、淀川ダム統合管理事務所と大阪管区気象台が共同で下表の標題により発表される。 また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。 （1） 対象河川、区域等 本市域の対象河川は、下表のとおりである。	新しい防災気象情報の運用開始に伴う変更			

宇治市地域防災計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由																																																																																											
	表 国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報の対象河川と区域等 <table><tr><th>河川名</th><th>区域</th><th>水位観測所</th><th>洪水予報発表機関</th></tr><tr><td rowspan="2">宇治川</td><td>左岸 京都府宇治市宇治塔川 36 番の 2 地先から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで</td><td rowspan="2">槇尾山</td><td rowspan="2">近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所</td></tr><tr><td>右岸 京都府宇治市宇治紅斉 25 番の 8 から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで</td></tr><tr><td>木津川下流</td><td>左岸 木津川市加茂町山田野田 3 右岸 相楽郡和東町大字木屋字桶測 22-2 から淀川への合流点まで</td><td>加茂</td><td>大阪管区気象台</td></tr><tr><td>備考</td><td colspan="3">水防法第 10 条第 2 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項の規定による関係区域 最終改正（平成 18 年 3 月 31 日国土交通省告示第 437 号）一部改正</td></tr></table> (2) 洪水予報基準点 洪水予報基準点を下表に示す。 表 国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報の洪水予報基準点 <table><tr><th>水系名</th><th>河川名</th><th>基準点</th><th>氾濫注意水位</th><th>避難判断水位</th><th>氾濫危険水位</th><th>計画高水位</th></tr><tr><td rowspan="2">淀川</td><td>宇治川</td><td>槇尾山</td><td>3.00</td><td>3.50</td><td>3.60</td><td>—</td></tr><tr><td>木津川下流</td><td>加茂</td><td>4.50</td><td>5.90</td><td>6.00</td><td>9.01</td></tr></table>	河川名	区域	水位観測所	洪水予報発表機関	宇治川	左岸 京都府宇治市宇治塔川 36 番の 2 地先から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで	槇尾山	近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所	右岸 京都府宇治市宇治紅斉 25 番の 8 から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで	木津川下流	左岸 木津川市加茂町山田野田 3 右岸 相楽郡和東町大字木屋字桶測 22-2 から淀川への合流点まで	加茂	大阪管区気象台	備考	水防法第 10 条第 2 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項の規定による関係区域 最終改正（平成 18 年 3 月 31 日国土交通省告示第 437 号）一部改正			水系名	河川名	基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	淀川	宇治川	槇尾山	3.00	3.50	3.60	—	木津川下流	加茂	4.50	5.90	6.00	9.01	表 国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報の対象河川と区域等 (単位:m) <table><tr><th>河川名</th><th>区域</th><th>水位観測所名</th><th>所在地</th><th>位置</th><th>水防団待機水位</th><th>氾濫注意水位</th><th>避難判断水位</th><th>氾濫危険水位</th></tr><tr><td>宇治川</td><td>(左岸)宇治市宇治塔川36番の2地先から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで (右岸)宇治市宇治紅斉25番の8から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで</td><td>槇尾山</td><td>宇治山王</td><td>北緯34°53'10" 東経135°48'47"</td><td>2.00</td><td>3.00</td><td>3.50</td><td>3.60</td></tr><tr><td>木津川下流</td><td>(左岸)木津川市加茂町山田野田3 (右岸)相楽郡和東町大字木屋字桶測22-2から淀川への合流点まで</td><td>加茂</td><td>加茂町北船屋</td><td>北緯34°45'37" 東経135°52'10"</td><td>2.50</td><td>4.50</td><td>5.90</td><td>6.00</td></tr></table> (2) 洪水予報の名称（標題）と概要 洪水予報の名称（標題）や概要を下表に示す。 表 国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報の対象河川と区域等 (単位:m) <table><tr><th>河川名</th><th>区域</th><th>水位観測所名</th><th>所在地</th><th>位置</th><th>水防団待機水位</th><th>氾濫注意水位</th><th>避難判断水位</th><th>氾濫危険水位</th></tr><tr><td>宇治川</td><td>(左岸)宇治市宇治塔川36番の2地先から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで (右岸)宇治市宇治紅斉25番の8から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで</td><td>槇尾山</td><td>宇治山王</td><td>北緯34°53'10" 東経135°48'47"</td><td>2.00</td><td>3.00</td><td>3.50</td><td>3.60</td></tr><tr><td>木津川下流</td><td>(左岸)木津川市加茂町山田野田3 (右岸)相楽郡和東町大字木屋字桶測22-2から淀川への合流点まで</td><td>加茂</td><td>加茂町北船屋</td><td>北緯34°45'37" 東経135°52'10"</td><td>2.50</td><td>4.50</td><td>5.90</td><td>6.00</td></tr></table>	河川名	区域	水位観測所名	所在地	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	宇治川	(左岸)宇治市宇治塔川36番の2地先から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで (右岸)宇治市宇治紅斉25番の8から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで	槇尾山	宇治山王	北緯34°53'10" 東経135°48'47"	2.00	3.00	3.50	3.60	木津川下流	(左岸)木津川市加茂町山田野田3 (右岸)相楽郡和東町大字木屋字桶測22-2から淀川への合流点まで	加茂	加茂町北船屋	北緯34°45'37" 東経135°52'10"	2.50	4.50	5.90	6.00	河川名	区域	水位観測所名	所在地	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	宇治川	(左岸)宇治市宇治塔川36番の2地先から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで (右岸)宇治市宇治紅斉25番の8から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで	槇尾山	宇治山王	北緯34°53'10" 東経135°48'47"	2.00	3.00	3.50	3.60	木津川下流	(左岸)木津川市加茂町山田野田3 (右岸)相楽郡和東町大字木屋字桶測22-2から淀川への合流点まで	加茂	加茂町北船屋	北緯34°45'37" 東経135°52'10"	2.50	4.50	5.90	6.00	
河川名	区域	水位観測所	洪水予報発表機関																																																																																											
宇治川	左岸 京都府宇治市宇治塔川 36 番の 2 地先から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで	槇尾山	近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所																																																																																											
	右岸 京都府宇治市宇治紅斉 25 番の 8 から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで																																																																																													
木津川下流	左岸 木津川市加茂町山田野田 3 右岸 相楽郡和東町大字木屋字桶測 22-2 から淀川への合流点まで	加茂	大阪管区気象台																																																																																											
備考	水防法第 10 条第 2 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項の規定による関係区域 最終改正（平成 18 年 3 月 31 日国土交通省告示第 437 号）一部改正																																																																																													
水系名	河川名	基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位																																																																																								
淀川	宇治川	槇尾山	3.00	3.50	3.60	—																																																																																								
	木津川下流	加茂	4.50	5.90	6.00	9.01																																																																																								
河川名	区域	水位観測所名	所在地	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位																																																																																						
宇治川	(左岸)宇治市宇治塔川36番の2地先から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで (右岸)宇治市宇治紅斉25番の8から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで	槇尾山	宇治山王	北緯34°53'10" 東経135°48'47"	2.00	3.00	3.50	3.60																																																																																						
木津川下流	(左岸)木津川市加茂町山田野田3 (右岸)相楽郡和東町大字木屋字桶測22-2から淀川への合流点まで	加茂	加茂町北船屋	北緯34°45'37" 東経135°52'10"	2.50	4.50	5.90	6.00																																																																																						
河川名	区域	水位観測所名	所在地	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位																																																																																						
宇治川	(左岸)宇治市宇治塔川36番の2地先から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで (右岸)宇治市宇治紅斉25番の8から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで	槇尾山	宇治山王	北緯34°53'10" 東経135°48'47"	2.00	3.00	3.50	3.60																																																																																						
木津川下流	(左岸)木津川市加茂町山田野田3 (右岸)相楽郡和東町大字木屋字桶測22-2から淀川への合流点まで	加茂	加茂町北船屋	北緯34°45'37" 東経135°52'10"	2.50	4.50	5.90	6.00																																																																																						
一般対策編-60	4. 京都府知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知等 (1)・(2) 略 (3) 本市域内の指定された河川は、下表のとおりである。	4. 京都府知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知等 (1)・(2) 略 (3) 本市域内の指定された河川は、下表のとおりである。	数値の修正等																																																																																											

宇治市地域防災計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由																																																																																																												
	表 京都府知事が行う水防警報の対象河川及び区域等 <table><tr><th>河川名</th><th>区 域</th><th>水 位 観測所</th><th>住所</th><th>水防団 待機 (指定) 水位</th><th>氾濫注 意水位</th><th>避難判 断水位</th><th>氾濫危険 水 位</th><th>堤防高</th><th>発表者</th><th>指 定 年月日 水防 警報</th></tr><tr><td rowspan="2">山科川</td><td>起点</td><td>安祥寺川 合流点</td><td rowspan="2">勸修寺</td><td rowspan="2">京都市 山科区 勸修寺 東出町</td><td rowspan="2">m 1. 20</td><td rowspan="2">m 2. 20</td><td rowspan="2">m 2. 20</td><td rowspan="2">m 2. 40</td><td rowspan="2">m 5. 28</td><td rowspan="2">京都府 京都土 木事務 所長</td><td rowspan="2">平成 17. 7. 29 (平成 20. 5. 26)※</td></tr><tr><td>終点</td><td>終点 (直轄管理 区域界)</td></tr><tr><td rowspan="2">古川</td><td>起点</td><td>起点</td><td rowspan="2">佐古</td><td rowspan="2">久御山 町佐古 外屋敷</td><td rowspan="2">m 1. 80</td><td rowspan="2">m 2. 20</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">m 5. 30</td><td rowspan="2">京都府 山城北 土木事 務所長</td><td rowspan="2">平成 18. 6. 2</td></tr><tr><td>終点</td><td>久御山 排水機場</td></tr><tr><td rowspan="2">弥陀次郎川</td><td>起点</td><td>起点</td><td rowspan="2">弥陀次郎川</td><td rowspan="2">宇治市 五ヶ庄 北ノ庄</td><td rowspan="2">m 0. 40</td><td rowspan="2">m 1. 00</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">m 2. 07</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">平成 26. 6. 13</td></tr><tr><td>終点</td><td>宇治川 合流点</td></tr></table> ※水位情報通知・周知の指定年月日	河川名	区 域	水 位 観測所	住所	水防団 待機 (指定) 水位	氾濫注 意水位	避難判 断水位	氾濫危険 水 位	堤防高	発表者	指 定 年月日 水防 警報	山科川	起点	安祥寺川 合流点	勸修寺	京都市 山科区 勸修寺 東出町	m 1. 20	m 2. 20	m 2. 20	m 2. 40	m 5. 28	京都府 京都土 木事務 所長	平成 17. 7. 29 (平成 20. 5. 26)※	終点	終点 (直轄管理 区域界)	古川	起点	起点	佐古	久御山 町佐古 外屋敷	m 1. 80	m 2. 20			m 5. 30	京都府 山城北 土木事 務所長	平成 18. 6. 2	終点	久御山 排水機場	弥陀次郎川	起点	起点	弥陀次郎川	宇治市 五ヶ庄 北ノ庄	m 0. 40	m 1. 00			m 2. 07		平成 26. 6. 13	終点	宇治川 合流点	表 京都府知事が行う水防警報の対象河川及び区域等 <table><tr><th>河川名</th><th>区 域</th><th>水 位 観測所</th><th>住所</th><th>水防団 待機 (指定) 水位</th><th>氾濫注 意水位</th><th>避難判 断水位</th><th>氾濫危険 水 位</th><th>堤防高</th><th>発表者</th><th>指 定 年月日 水防 警報</th></tr><tr><td rowspan="2">山科川</td><td>起点</td><td>安祥寺川 合流点</td><td rowspan="2">勸修寺</td><td rowspan="2">京都市 山科区 勸修寺 東出町</td><td rowspan="2">m 1. 20</td><td rowspan="2">m 2. 20</td><td rowspan="2">m 2. 20</td><td rowspan="2">m 2. 40</td><td rowspan="2">m 5. 28</td><td rowspan="2">京都府 京都土 木事務 所長</td><td rowspan="2">平成 17. 7. 29 (平成 20. 5. 26)※</td></tr><tr><td>終点</td><td>終点 (直轄管理 区域界)</td></tr><tr><td rowspan="2">古川</td><td>起点</td><td>起点</td><td rowspan="2">佐古</td><td rowspan="2">久御山 町佐古 外屋敷</td><td rowspan="2">m 1. 90</td><td rowspan="2">m 3. 10</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">m 5. 30</td><td rowspan="2">京都府 山城北 土木事 務所長</td><td rowspan="2">平成 18. 6. 2</td></tr><tr><td>終点</td><td>久御山 排水機場</td></tr><tr><td rowspan="2">弥陀次郎川</td><td>起点</td><td>起点</td><td rowspan="2">弥陀次郎川</td><td rowspan="2">宇治市 五ヶ庄 北ノ庄</td><td rowspan="2">m 0. 40</td><td rowspan="2">m 1. 00</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">m 2. 07</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">平成 26. 6. 13</td></tr><tr><td>終点</td><td>宇治川 合流点</td></tr></table> ※水位情報通知・周知の指定年月日	河川名	区 域	水 位 観測所	住所	水防団 待機 (指定) 水位	氾濫注 意水位	避難判 断水位	氾濫危険 水 位	堤防高	発表者	指 定 年月日 水防 警報	山科川	起点	安祥寺川 合流点	勸修寺	京都市 山科区 勸修寺 東出町	m 1. 20	m 2. 20	m 2. 20	m 2. 40	m 5. 28	京都府 京都土 木事務 所長	平成 17. 7. 29 (平成 20. 5. 26)※	終点	終点 (直轄管理 区域界)	古川	起点	起点	佐古	久御山 町佐古 外屋敷	m 1. 90	m 3. 10			m 5. 30	京都府 山城北 土木事 務所長	平成 18. 6. 2	終点	久御山 排水機場	弥陀次郎川	起点	起点	弥陀次郎川	宇治市 五ヶ庄 北ノ庄	m 0. 40	m 1. 00			m 2. 07		平成 26. 6. 13	終点	宇治川 合流点			
河川名	区 域	水 位 観測所	住所	水防団 待機 (指定) 水位	氾濫注 意水位	避難判 断水位	氾濫危険 水 位	堤防高	発表者	指 定 年月日 水防 警報																																																																																																					
山科川	起点	安祥寺川 合流点	勸修寺	京都市 山科区 勸修寺 東出町	m 1. 20	m 2. 20	m 2. 20	m 2. 40	m 5. 28	京都府 京都土 木事務 所長	平成 17. 7. 29 (平成 20. 5. 26)※																																																																																																				
	終点	終点 (直轄管理 区域界)																																																																																																													
古川	起点	起点	佐古	久御山 町佐古 外屋敷	m 1. 80	m 2. 20			m 5. 30	京都府 山城北 土木事 務所長	平成 18. 6. 2																																																																																																				
	終点	久御山 排水機場																																																																																																													
弥陀次郎川	起点	起点	弥陀次郎川	宇治市 五ヶ庄 北ノ庄	m 0. 40	m 1. 00			m 2. 07		平成 26. 6. 13																																																																																																				
	終点	宇治川 合流点																																																																																																													
河川名	区 域	水 位 観測所	住所	水防団 待機 (指定) 水位	氾濫注 意水位	避難判 断水位	氾濫危険 水 位	堤防高	発表者	指 定 年月日 水防 警報																																																																																																					
山科川	起点	安祥寺川 合流点	勸修寺	京都市 山科区 勸修寺 東出町	m 1. 20	m 2. 20	m 2. 20	m 2. 40	m 5. 28	京都府 京都土 木事務 所長	平成 17. 7. 29 (平成 20. 5. 26)※																																																																																																				
	終点	終点 (直轄管理 区域界)																																																																																																													
古川	起点	起点	佐古	久御山 町佐古 外屋敷	m 1. 90	m 3. 10			m 5. 30	京都府 山城北 土木事 務所長	平成 18. 6. 2																																																																																																				
	終点	久御山 排水機場																																																																																																													
弥陀次郎川	起点	起点	弥陀次郎川	宇治市 五ヶ庄 北ノ庄	m 0. 40	m 1. 00			m 2. 07		平成 26. 6. 13																																																																																																				
	終点	宇治川 合流点																																																																																																													
一般対策編-64	第5節 水防上必要な対応及び措置 3. 堤防等の異常報告 (1) 略 (2) 量水標示 各河川の標示場所は、次項の表のとおりである。 表 各河川の標示場所 <table><tr><th rowspan="2">河川名</th><th rowspan="2">標 示 場 所</th><th colspan="2">水 位</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>水防団待機 (指定)</th><th>氾濫注意</th></tr><tr><td>古川</td><td>佐 古</td><td>1. 80m</td><td>2. 20m</td><td></td></tr><tr><td>山科川</td><td>勸修寺</td><td>1. 20m</td><td>2. 20m</td><td></td></tr><tr><td>弥陀次郎川</td><td>弥陀次郎川</td><td>0. 40m</td><td>1. 00m</td><td></td></tr></table> 参 考 <table><tr><th rowspan="2">河川名</th><th rowspan="2">標 示 場 所</th><th colspan="2">水 位</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>水防団待機 (指定)</th><th>氾濫注意</th></tr><tr><td>宇治川</td><td>槇尾山</td><td>2. 00m</td><td>3. 00m</td><td></td></tr><tr><td>宇治川</td><td>向 島</td><td>1. 30m</td><td>2. 00m</td><td></td></tr><tr><td>宇治川</td><td>淀</td><td>2. 50m</td><td>3. 50m</td><td></td></tr><tr><td>木津川</td><td>飯 岡</td><td>2. 00m</td><td>3. 50m</td><td></td></tr><tr><td>木津川</td><td>八 幡</td><td>2. 50m</td><td>4. 00m</td><td></td></tr></table>	河川名	標 示 場 所	水 位		備 考	水防団待機 (指定)	氾濫注意	古川	佐 古	1. 80m	2. 20m		山科川	勸修寺	1. 20m	2. 20m		弥陀次郎川	弥陀次郎川	0. 40m	1. 00m		河川名	標 示 場 所	水 位		備 考	水防団待機 (指定)	氾濫注意	宇治川	槇尾山	2. 00m	3. 00m		宇治川	向 島	1. 30m	2. 00m		宇治川	淀	2. 50m	3. 50m		木津川	飯 岡	2. 00m	3. 50m		木津川	八 幡	2. 50m	4. 00m		第5節 水防上必要な対応及び措置 3. 堤防等の異常報告 (1) 略 (2) 量水標示 各河川の標示場所は、次項の表のとおりである。 表 各河川の標示場所 <table><tr><th rowspan="2">河川名</th><th rowspan="2">標 示 場 所</th><th colspan="2">水 位</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>水防団待機 (指定)</th><th>氾濫注意</th></tr><tr><td>古川</td><td>佐 古</td><td>1. 90m</td><td>3. 10m</td><td></td></tr><tr><td>山科川</td><td>勸修寺</td><td>1. 20m</td><td>2. 20m</td><td></td></tr><tr><td>弥陀次郎川</td><td>弥陀次郎川</td><td>0. 40m</td><td>1. 00m</td><td></td></tr></table> 参 考 <table><tr><th rowspan="2">河川名</th><th rowspan="2">標 示 場 所</th><th colspan="2">水 位</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>水防団待機 (指定)</th><th>氾濫注意</th></tr><tr><td>宇治川</td><td>槇尾山</td><td>2. 00m</td><td>3. 00m</td><td></td></tr><tr><td>宇治川</td><td>向 島</td><td>1. 30m</td><td>2. 00m</td><td></td></tr><tr><td>宇治川</td><td>淀</td><td>2. 50m</td><td>3. 50m</td><td></td></tr><tr><td>木津川</td><td>飯 岡</td><td>2. 00m</td><td>3. 50m</td><td></td></tr><tr><td>木津川</td><td>八 幡</td><td>2. 50m</td><td>4. 00m</td><td></td></tr></table>	河川名	標 示 場 所	水 位		備 考	水防団待機 (指定)	氾濫注意	古川	佐 古	1. 90m	3. 10m		山科川	勸修寺	1. 20m	2. 20m		弥陀次郎川	弥陀次郎川	0. 40m	1. 00m		河川名	標 示 場 所	水 位		備 考	水防団待機 (指定)	氾濫注意	宇治川	槇尾山	2. 00m	3. 00m		宇治川	向 島	1. 30m	2. 00m		宇治川	淀	2. 50m	3. 50m		木津川	飯 岡	2. 00m	3. 50m		木津川	八 幡	2. 50m	4. 00m		数値の修正等
河川名	標 示 場 所			水 位			備 考																																																																																																								
		水防団待機 (指定)	氾濫注意																																																																																																												
古川	佐 古	1. 80m	2. 20m																																																																																																												
山科川	勸修寺	1. 20m	2. 20m																																																																																																												
弥陀次郎川	弥陀次郎川	0. 40m	1. 00m																																																																																																												
河川名	標 示 場 所	水 位		備 考																																																																																																											
		水防団待機 (指定)	氾濫注意																																																																																																												
宇治川	槇尾山	2. 00m	3. 00m																																																																																																												
宇治川	向 島	1. 30m	2. 00m																																																																																																												
宇治川	淀	2. 50m	3. 50m																																																																																																												
木津川	飯 岡	2. 00m	3. 50m																																																																																																												
木津川	八 幡	2. 50m	4. 00m																																																																																																												
河川名	標 示 場 所	水 位		備 考																																																																																																											
		水防団待機 (指定)	氾濫注意																																																																																																												
古川	佐 古	1. 90m	3. 10m																																																																																																												
山科川	勸修寺	1. 20m	2. 20m																																																																																																												
弥陀次郎川	弥陀次郎川	0. 40m	1. 00m																																																																																																												
河川名	標 示 場 所	水 位		備 考																																																																																																											
		水防団待機 (指定)	氾濫注意																																																																																																												
宇治川	槇尾山	2. 00m	3. 00m																																																																																																												
宇治川	向 島	1. 30m	2. 00m																																																																																																												
宇治川	淀	2. 50m	3. 50m																																																																																																												
木津川	飯 岡	2. 00m	3. 50m																																																																																																												
木津川	八 幡	2. 50m	4. 00m																																																																																																												

宇治市地域防災計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由
一般対策編-65	第3編 災害応急対策計画 9. 輸送 水防時増水地域の人命救出作業、資材の運搬及び浸水地内の連絡を容易にするため、必要な地域に舟艇を配置するとともに現場水防資材の調達、輸送状況調査連絡に備えるため、<u>行政用超短波無線電話装置（移動局、携帯局）搭載の広報車、消防車 両等 及び借上計画に基づいて手配されているトラック車両をこれにあてる。</u>	第3編 災害応急対策計画 9. 輸送 水防時増水地域の人命救出作業、資材の運搬及び浸水地内の連絡を容易にするため、必要な地域に舟艇を配置するとともに現場水防資材の調達、輸送状況調査連絡に備えるため、<u>防災行政無線（携帯局）配備の公用車、消防車 両等 及び借上計画に基づいて手配されているトラック車両をこれにあてる。</u>	
一般対策編-68	第5章 情報の収集・伝達 第1節 予報及び警報の伝達組織と周知方法 2. 京都地方気象台の予報及び警報等の通報 (1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。 「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。 なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す<u>防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</u> (2) 特別警報・警報・注意報 大雨や強風等の気象現象によって、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、<u>予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、宇治市を対象に現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称「山城中部」が用いられる場合がある。</u> 資料1-45 特別警報・警報・注意報 資料1-46 キキクル等の種類と概要 (3)・(4) 略	第5章 情報の収集・伝達 第1節 予報及び警報の伝達組織と周知方法 2. 京都地方気象台の予報及び警報等の通報 (1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。 「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。 なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す<u>防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</u> (2) 特別警報・危険警報・警報・注意報 大雨や強風等の気象現象によって、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、<u>重大な災害等が発生するおそれが大きく避難が必要などときには「危険警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、宇治市を対象に発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称「山城中部」が用いられる場合がある。</u> 資料1-45-1 特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要 (警戒レベル相当情報) 資料1-45-2 特別警報・警報・注意報の名称と概要 (警戒レベル相当情報以外) 資料1-46 キキクル等の種類と概要 (3)・(4) 略	新しい防災気象情報の運用開始に伴う変更 気象業務法改正による修正、文言の修正等

宇治市地域防災計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由
	(5) <u>地面現象と浸水に関する注意報・警報事項は、それぞれの注意報及び警報の標題として発表されず、気象注意報あるいは気象警報に含めて発表される。</u> (6) 略 (7) <u>早期注意情報（警報級の可能性）</u> <u>5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、[中]の2段階で発表される。</u> <u>当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u>	(5) 削除 (6) 略 (7) 削除（3. 気象台等が発表する気象情報へ移動）	
一般対策編-69 ～70	3. 気象台等が発表する気象情報 <u>気象情報は、次のような機能をもって発表される。</u> ・ <u>予告的機能：注意報、警報を行うには時期尚早であるが、これらに相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関や住民に伝えるもの。</u> ・ <u>補完的機能：注意報、警報の発表が行われた後、これらでは十分に表現できなかった状況や資料、防災上の注意事項等を具体的に解説するもの。</u> ・ <u>解説的機能：注意報、警報には直接連動しないが長雨その他、長期にわたる異常現象等の状況や資料を具体的に解説するもの。</u> <u>なお、気象情報は、「解説事項」を図（表）などを活用して表現する図形式と、文章のみで表現する文章形式の2種類がある。</u> <u>(1) 台風情報（例文1）</u> <u>ア. 発表</u> <u>「令和△△年台風第〇〇号に関する京都府気象情報」（以下「台風情報」という。）は、京都地方気象台が発表する。</u> <u>イ. 内容</u> <u>台風情報は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報ずる。</u> <u>資料2-42 気象台が発表する気象情報発表例（例文1）</u> <u>(2) 大雨（雪）に関する京都府気象情報（例文2）</u> <u>ア. 発表</u> <u>「大雨（雪）に関する京都府気象情報」（以下「大雨（雪）情報」という。）は、京都地方気象台から発表する。</u> <u>イ. 内容</u> <u>大雨（雪）情報は、大雨（雪）が予想される気象状況についての注意報・警報の予告又は補完のために、降雨（雪）の実況及び予測並びに警戒事項等を報ずる。</u>	3. 気象台等が発表する気象情報 <u>(1) 早期注意情報（警報級の可能性）</u> <u>5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、[中]の2段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部）で、3日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府）で発表される。大雨、土砂災害、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u> <u>(2) 時系列情報（明日までの警報等の見通し）</u> <u>特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、市町村単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯（土砂災害の警報・危険警報、高潮の注意報・警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯）の見通しを「災害切迫」（黒）、「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）の色で表示する。翌日までの3時間ごとの気象状況の見通しが1日4回発表される。</u> <u>なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される。</u> <u>(3) 京都府気象防災速報</u> <u>気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表する。気象防災速報で伝える情報は以下の5つである。</u> <u>ア. 気象防災速報（記録的短時間大雨）</u> <u>レベル3大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、当該地域にとって数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせで分析）された場合に、気象庁から「京都府気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。</u>	新しい防災気象情報の運用開始に伴う変更

宇治市地域防災計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由
	ウ. 台風情報との関係 <u>台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表し、大雨情報は発表しない。</u> <u>資料2-42 気象台等が発表する気象情報発表例（例文2）</u> (3) 記録的短時間大雨情報（例文3） ア. 記録的短時間大雨情報は、気象庁から発表される。 イ. 発表基準 <u>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような、1時間に90mm以上の猛烈な雨が</u> <u>観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表される。</u> ウ. 意義 <u>この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</u> <u>特に、長雨や一定以上の先行降雨があった場合は、関係者の即座の対応を促すものである。</u> エ. 観測所の配置 <u>京都地方気象台所属のアメダス観測所所在地及び観測種目を、資料2-43に、その配置を資料2-44に示す。</u> <u>資料2-42 気象台等が発表する気象情報発表例（例文3）</u> <u>資料2-43 観測所所在地及び観測種目</u> <u>資料2-44 観測所配置図</u> (4) 土砂災害警戒情報（例文4） <u>京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報</u> ア. 発表 <u>「京都府土砂災害警戒情報」は、市町村等を特定して京都府と京都地方気象台が共同で発表</u> <u>する。</u> イ. 内容 <u>土砂災害警戒情報は、警戒対象地域名、警戒解除地域名、警戒文、警戒対象市町村等を示す地図からなる。</u> ウ. 意義 <u>土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の</u>	<u>資料2-42 気象台が発表する気象情報発表例（例文1）</u> イ. 気象防災速報（線状降水帯発生） <u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「京都府気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が気象庁から発表される。</u> <u>資料2-42 気象台が発表する気象情報発表例（例文2）</u> ※ 上記ア、イに該当する情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。 ウ. 気象防災速報（線状降水帯直前予測） <u>線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の2～3時間前を目標に、予測情報として「京都府気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が気象庁から発表される。</u> エ. 気象防災速報（短時間大雪） <u>強い降雪により大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合には、「京都府気象防災速報（短時間大雪）」という表題の情報が発表される。</u> オ. 気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃） <u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部など）で気象防災速報（竜巻注意）として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻ナウキャストで確認することができる。</u> <u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部など）で気象防災速報（竜巻目撃）として発表される。</u> <u>これらの情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</u> (4) 全般気象解説情報、近畿地方気象解説情報、京都府気象解説情報 <u>気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、（ ）内に注目される現象のキーワードが付記される。</u> <u>気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性が高いこと</u>	

宇治市地域防災計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由
	<u>避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、原則として市町村を対象に発表される。</u> <u>これにより、市長が避難情報を発令する場合の参考として利用できる。</u> エ. 発表基準等 (ア) 土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として60分間積算値と、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標である土壌雨量指数を用い、1キロメッシュ毎に複数の土砂災害が発生した過去(1988年～2004年)の事例を参考に基準値を定めた。 <u>平成30年に検証対象災害事例(1988年～2015年)、令和2年に検証対象災害事例(1991～2018年)を再整理した上で、基準値の見直しを実施された。</u> (イ) 過去の災害が無い1キロメッシュについては、RBFN出力値を用いて、土砂災害が発生した近隣のメッシュと同等の基準値を定めた。 (ウ) 土砂災害警戒情報は、基準値を超過または、2時間以内に超過する見込みの際に発表する。 <u>資料2-42 気象台等が発表する気象情報発表例(例文4)</u> (5) 竜巻注意情報(例文5) ア. 発表 <u>竜巻注意情報は、天気予報の対象地域と同じ発表単位(京都府南部)で気象庁から発表される。</u> イ. 内容 <u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる。</u> <u>この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</u> ウ. 意義 <u>竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表される。実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u> <u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。</u> <u>資料2-42 気象台が発表する気象情報発表例(例文5)</u>	<u>が予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報(線状降水帯半日前予測)」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報(台風第〇号)」という表題で発表される。</u> <u>また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。</u> <u>資料2-42 気象台が発表する気象情報発表例(例文3)</u> (5) 土砂災害警戒情報 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報 ア. 発表 <u>「京都府土砂災害警戒情報」は、市町村を特定して京都府と京都地方気象台から共同で発表される。</u> <u>令和8年5月から、気象業務法第13条第1項に基づく土砂災害に関する警戒と一体として、「レベル4土砂災害危険警戒」の名称を用いて通知等が行われる。</u> イ. 意義 <u>市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して発表される。</u> <u>これにより、市長が避難情報を発令する場合の参考として利用できる。</u> ウ. 発表基準等 (ア) 土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として60分間積算値と、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標である土壌雨量指数を用い、1キロメッシュ毎に複数の土砂災害が発生した過去(1988年～2004年)の事例を参考に基準値を定めた。 <u>平成30年に検証対象災害事例(1988年2015年)、令和2年に検証対象災害事例(1991～2018年)を再整理した上で、基準値の見直しを実施された。</u> (イ) 過去の災害が無い1キロメッシュについては、RBFN出力値を用いて、土砂災害が発生した近隣のメッシュと同等の基準値を定めた。 (ウ) 土砂災害警戒情報は、基準値を超過または、2時間以内に超過する見込みの際に発表する。(発表例削除)	
一般対策編-74	第5節 非常無線通信等の利用 1. 防災行政無線設備の運用 <u>防災行政無線設備は、電波法、同法施行令及び別に定める市地域防災無線管理要綱に基づき運用するものとする。</u>	第5節 非常無線通信等の利用 1. 防災行政無線設備の運用 <u>防災行政無線設備は、電波法、同法施行令及び別に定める市防災行政無線管理要綱に基づき運用するものとする。</u>	宇治市防災行政無線に関する修正

宇治市地域防災計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由														
一般対策編-76 ～78	第6章 広報・広聴活動計画 第1節 広報活動 【活動実施後に必要な情報の伝達先】 <table><tr><th>主担当</th><th>活動項目別の主な伝達情報</th><th>情報伝達先</th></tr><tr><td rowspan="2">本部事務局 総務班 情報班</td><td>避難の指示等の緊急広報 災害情報、生活関連情報、救援措置情報の一般広報</td><td rowspan="2">各班、市民（広報車・エリ アメール・電子メール・ HP・SNS・広報刊行物・ 消防班等）、報道機関 (FAX・電話)</td></tr><tr><td>緊急広報、一般広報</td></tr></table> 1. 広報の基本方針 (1)～(3) 略 各班による災害対応 情報・資料の提供 本部事務局による 情報収集 ○ 関係機関への周知及び 協力依頼 広報内容の徹底 情報班などによる 情報収集・広報 ○ 広報用資料の収集 ○ 報道機関への情報提供 ○ 広報刊行物の作成 ○ 関係防災機関閲覧用資料作成 ○ ラジオ、テレビによる緊急広報 ○ 広報車、職員派遣による緊急広報 ○ ヘリコプターによる緊急広報 ○ 関係町内会、自治会への伝達 ○ インターネット・電子メールによる 広報 ○ 各班への情報提供 広報の依頼 2. 略 3. 広報の方法 (1) 本部による緊急広報の方法 ア ラジオ、テレビによる緊急広報 本文 略 イ 広報車、職員派遣による緊急広報 本文 略 ウ ヘリコプター等による緊急広報 本文 略	主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先	本部事務局 総務班 情報班	避難の指示等の緊急広報 災害情報、生活関連情報、救援措置情報の一般広報	各班、市民（広報車・エリ アメール・電子メール・ HP・SNS・広報刊行物・ 消防班等）、報道機関 (FAX・電話)	緊急広報、一般広報	第6章 広報・広聴活動計画 第1節 広報活動 【活動実施後に必要な情報の伝達先】 <table><tr><th>主担当</th><th>活動項目別の主な伝達情報</th><th>情報伝達先</th></tr><tr><td rowspan="2">本部事務局 総務班 情報班</td><td>避難の指示等の緊急広報 災害情報、生活関連情報、救援措置情報の一般広報</td><td rowspan="2">各班、市民（防災行政無線、 広報車・エリメール・電 子メール・HP・SNS・広 報刊行物・消防班等）、報道 機関（FAX・電話）</td></tr><tr><td>緊急広報、一般広報</td></tr></table> 1. 広報の基本方針 (1)～(3) 略 (4) <u>災害時の情報提供に当たっては、被災者の人権に配慮した対応に努めるとともに、被災者に対する誹謗中傷や差別、偏見が生じないよう啓発に努める。</u> 各班による災害対応 情報・資料の提供 本部事務局による 情報収集 ○ 関係機関への周知及び 協力依頼 広報内容の徹底 情報班などによる 情報収集・広報 ○ 広報用資料の収集 ○ 報道機関への情報提供 ○ 広報刊行物の作成 ○ 関係防災機関閲覧用資料作成 ○ ラジオ、テレビによる緊急広報 ○ 防災行政無線による緊急広報 ○ 広報車、職員派遣による緊急広報 ○ ヘリコプターによる緊急広報 ○ 関係町内会、自治会への伝達 ○ インターネット・電子メールによる 広報 ○ 各班への情報提供 広報の依頼 2. 略 3. 広報の方法 (1) 本部による緊急広報の方法 ア ラジオ、テレビによる緊急広報 本文 略 イ <u>防災行政無線による緊急広報</u> <u>本部は、必要に応じて、被災地域に防災行政無線による緊急広報を実施する。</u> ウ 広報車、職員派遣による緊急広報 本文 略 エ ヘリコプター等による緊急広報	主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先	本部事務局 総務班 情報班	避難の指示等の緊急広報 災害情報、生活関連情報、救援措置情報の一般広報	各班、市民（防災行政無線、 広報車・エリメール・電 子メール・HP・SNS・広 報刊行物・消防班等）、報道 機関（FAX・電話）	緊急広報、一般広報	宇治市防災行政無線に関する修正 多様なニーズへの対応について市の考え方を追記
主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先															
本部事務局 総務班 情報班	避難の指示等の緊急広報 災害情報、生活関連情報、救援措置情報の一般広報	各班、市民（広報車・エリ アメール・電子メール・ HP・SNS・広報刊行物・ 消防班等）、報道機関 (FAX・電話)															
	緊急広報、一般広報																
主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先															
本部事務局 総務班 情報班	避難の指示等の緊急広報 災害情報、生活関連情報、救援措置情報の一般広報	各班、市民（防災行政無線、 広報車・エリメール・電 子メール・HP・SNS・広 報刊行物・消防班等）、報道 機関（FAX・電話）															
	緊急広報、一般広報																

宇治市地域防災計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由
	エ 電子 メールによる緊急広報 本文 略 オ 町内会、自治会 等への連絡 本文 略	本文 略 オ 電子 メールによる緊急広報 本文 略 カ 町内会、自治会 等への連絡 本文 略	
一般対策編-78	3. 広報の方法 (1) 本部による緊急広報の方法 ア. ラジオ、テレビによる緊急広報 本部は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合、その通信のため特別の必要があるときは、各放送機関（日本放送協会京都放送局、(株)京都放送、エフエム宇治放送株）に対して必要事項の放送要請を行う。 本部長は、必要と認めるときは、エフエム宇治放送株に対し、「うじ安心館」内に臨時スタジオを設置するよう要請する。 なお、気象業務法により、特別警報については、その内容を迅速かつ確実に伝えるため、市は住民等へ周知の措置を義務づけられている。 資料2-51 気象等に関する特別警報の発表基準	3. 広報の方法 (1) 本部による緊急広報の方法 ア. ラジオ、テレビによる緊急広報 本部は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合、その通信のため特別の必要があるときは、各放送機関（日本放送協会京都放送局、(株)京都放送、エフエム宇治放送株）に対して必要事項の放送要請を行う。 本部長は、必要と認めるときは、エフエム宇治放送株に対し、「うじ安心館」内に臨時スタジオを設置するよう要請する。 なお、気象業務法により、特別警報については、その内容を迅速かつ確実に伝えるため、市は住民等へ周知の措置を義務づけられている。 特別警報の発表基準については、気象庁ホームページの以下 URL を参照。 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html	防災気象情報の発表基準についてより詳細に案内
一般対策編-93	第11章 避難誘導計画 第1節 避難指示等の発令 2. 避難の対象及び基準	第11章 避難誘導計画 第1節 避難指示等の発令 2. 避難の対象及び基準	新しい防災気象情報の運用開始に伴う変更

宇治市地域防災計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由																																
	〔(警戒レベル3) 高齢者等避難の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕 <table><tr><th>区分</th><th colspan="2">基 準 及 び 状 況</th></tr><tr><td rowspan="3">条 件</td><td>河 川</td><td> ・ 洪水予報河川において、「<u>氾濫注意情報</u>」が発表され、今後、「避難判断水位」に達する見込みがあるとき ・ 洪水予報河川において、「避難判断水位」に達したとき ・ 水位周知河川及び河川が氾濫注意水位を突破し、洪水のおそれがあるとき ・ 天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時操作への移行の可能性があるとき ・ 堤防の漏水、浸食が発見されたとき ・ 洪水キキクルで警戒（赤）が出現したとき </td></tr><tr><td>土砂災害</td><td> ・ <u>大雨警報（土砂災害）</u>が発表され、かつ、京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、<u>実況又は予想で大雨警報発表基準の土壌雨量指数を超過し、今後、土砂災害警戒情報発表基準を超過するおそれがあるとき</u> ・ <u>大雨注意報</u>が発表され、当該注意報の中で、<u>夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高いとき</u> ・ 土砂キキクルで警戒（赤）が出現したとき </td></tr><tr><td>その他</td><td> ・ 降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想されるとき </td></tr><tr><td>発表時の状況</td><td colspan="2">要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</td></tr><tr><td>立退き避難が必要な居住者等に求める行動</td><td colspan="2"> ・ 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・ その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・ 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 </td></tr></table>	区分	基 準 及 び 状 況		条 件	河 川	・ 洪水予報河川において、「<u>氾濫注意情報</u>」が発表され、今後、「避難判断水位」に達する見込みがあるとき ・ 洪水予報河川において、「避難判断水位」に達したとき ・ 水位周知河川及び河川が氾濫注意水位を突破し、洪水のおそれがあるとき ・ 天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時操作への移行の可能性があるとき ・ 堤防の漏水、浸食が発見されたとき ・ 洪水キキクルで警戒（赤）が出現したとき	土砂災害	・ <u>大雨警報（土砂災害）</u>が発表され、かつ、京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、<u>実況又は予想で大雨警報発表基準の土壌雨量指数を超過し、今後、土砂災害警戒情報発表基準を超過するおそれがあるとき</u> ・ <u>大雨注意報</u>が発表され、当該注意報の中で、<u>夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高いとき</u> ・ 土砂キキクルで警戒（赤）が出現したとき	その他	・ 降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想されるとき	発表時の状況	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況		立退き避難が必要な居住者等に求める行動	・ 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・ その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・ 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。		〔(警戒レベル3) 高齢者等避難の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕 <table><tr><th>区分</th><th colspan="2">基 準 及 び 状 況</th></tr><tr><td rowspan="3">条 件</td><td>河 川</td><td> ・ 洪水予報河川において、「<u>レベル2 氾濫注意報</u>」が発表され、今後、「避難判断水位」に達する見込みがあるとき ・ 洪水予報河川において、「避難判断水位」に達したとき ・ 水位周知河川及び河川が氾濫注意水位を突破し、洪水のおそれがあるとき ・ 天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時操作への移行の可能性があるとき ・ 堤防の漏水、浸食が発見されたとき ・ 洪水キキクルで警戒（赤）が出現したとき </td></tr><tr><td>土砂災害</td><td> ・ <u>レベル3 土砂災害警報</u>が発表され、かつ、京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、<u>予想で3時間後にレベル4 土砂災害危険警報発表基準を超過するおそれがあるとき</u> ・ <u>レベル2 土砂災害注意報</u>が発表され、気象庁ホームページの時系列情報で、<u>夜間～翌日早朝に「警戒」が予想されているとき</u> ・ 土砂キキクルで警戒（赤）が出現したとき </td></tr><tr><td>その他</td><td> ・ 降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想されるとき </td></tr><tr><td>発表時の状況</td><td colspan="2">要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</td></tr><tr><td>立退き避難が必要な居住者等に求める行動</td><td colspan="2"> ・ 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・ その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・ 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 </td></tr></table>	区分	基 準 及 び 状 況		条 件	河 川	・ 洪水予報河川において、「<u>レベル2 氾濫注意報</u>」が発表され、今後、「避難判断水位」に達する見込みがあるとき ・ 洪水予報河川において、「避難判断水位」に達したとき ・ 水位周知河川及び河川が氾濫注意水位を突破し、洪水のおそれがあるとき ・ 天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時操作への移行の可能性があるとき ・ 堤防の漏水、浸食が発見されたとき ・ 洪水キキクルで警戒（赤）が出現したとき	土砂災害	・ <u>レベル3 土砂災害警報</u>が発表され、かつ、京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、<u>予想で3時間後にレベル4 土砂災害危険警報発表基準を超過するおそれがあるとき</u> ・ <u>レベル2 土砂災害注意報</u>が発表され、気象庁ホームページの時系列情報で、<u>夜間～翌日早朝に「警戒」が予想されているとき</u> ・ 土砂キキクルで警戒（赤）が出現したとき	その他	・ 降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想されるとき	発表時の状況	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況		立退き避難が必要な居住者等に求める行動	・ 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・ その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・ 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。		
区分	基 準 及 び 状 況																																		
条 件	河 川	・ 洪水予報河川において、「<u>氾濫注意情報</u>」が発表され、今後、「避難判断水位」に達する見込みがあるとき ・ 洪水予報河川において、「避難判断水位」に達したとき ・ 水位周知河川及び河川が氾濫注意水位を突破し、洪水のおそれがあるとき ・ 天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時操作への移行の可能性があるとき ・ 堤防の漏水、浸食が発見されたとき ・ 洪水キキクルで警戒（赤）が出現したとき																																	
	土砂災害	・ <u>大雨警報（土砂災害）</u>が発表され、かつ、京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、<u>実況又は予想で大雨警報発表基準の土壌雨量指数を超過し、今後、土砂災害警戒情報発表基準を超過するおそれがあるとき</u> ・ <u>大雨注意報</u>が発表され、当該注意報の中で、<u>夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高いとき</u> ・ 土砂キキクルで警戒（赤）が出現したとき																																	
	その他	・ 降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想されるとき																																	
発表時の状況	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況																																		
立退き避難が必要な居住者等に求める行動	・ 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・ その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・ 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。																																		
区分	基 準 及 び 状 況																																		
条 件	河 川	・ 洪水予報河川において、「<u>レベル2 氾濫注意報</u>」が発表され、今後、「避難判断水位」に達する見込みがあるとき ・ 洪水予報河川において、「避難判断水位」に達したとき ・ 水位周知河川及び河川が氾濫注意水位を突破し、洪水のおそれがあるとき ・ 天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時操作への移行の可能性があるとき ・ 堤防の漏水、浸食が発見されたとき ・ 洪水キキクルで警戒（赤）が出現したとき																																	
	土砂災害	・ <u>レベル3 土砂災害警報</u>が発表され、かつ、京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、<u>予想で3時間後にレベル4 土砂災害危険警報発表基準を超過するおそれがあるとき</u> ・ <u>レベル2 土砂災害注意報</u>が発表され、気象庁ホームページの時系列情報で、<u>夜間～翌日早朝に「警戒」が予想されているとき</u> ・ 土砂キキクルで警戒（赤）が出現したとき																																	
	その他	・ 降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想されるとき																																	
発表時の状況	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況																																		
立退き避難が必要な居住者等に求める行動	・ 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・ その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・ 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。																																		
一般対策編-94	〔(警戒レベル4) 避難指示の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕 <table><tr><th>区 分</th><th colspan="2">基 準 及 び 状 況</th></tr><tr><td rowspan="3">条 件</td><td>河 川</td><td> ・ 洪水予報河川において、「<u>氾濫警戒情報</u>」が発表され、今後、「氾濫危険水位」に達する見込みがあるとき ・ 洪水予報河川において、「氾濫危険水位」に達したとき ・ 水位周知河川において、「避難判断水位」に達したとき ・ 天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時の操作を開始する3時間前 ・ 河川の上流が被害を受け、下流域に危険があるとき ・ 異常な堤防の漏水、浸食が発見されたとき ・ 洪水キキクルで危険（紫）が出現したとき </td></tr><tr><td>土砂災害</td><td> ・ 土砂災害警戒情報が発表されたとき ・ 京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、予想で<u>土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき</u> ・ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ・ 土砂キキクルで危険（紫）が出現したとき </td></tr><tr><td>発表時の状況</td><td colspan="2">通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</td></tr><tr><td>立退き避難が必要な居住者等に求める行動</td><td colspan="2"> ・ 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって生命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 </td></tr></table>	区 分	基 準 及 び 状 況		条 件	河 川	・ 洪水予報河川において、「<u>氾濫警戒情報</u>」が発表され、今後、「氾濫危険水位」に達する見込みがあるとき ・ 洪水予報河川において、「氾濫危険水位」に達したとき ・ 水位周知河川において、「避難判断水位」に達したとき ・ 天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時の操作を開始する3時間前 ・ 河川の上流が被害を受け、下流域に危険があるとき ・ 異常な堤防の漏水、浸食が発見されたとき ・ 洪水キキクルで危険（紫）が出現したとき	土砂災害	・ 土砂災害警戒情報が発表されたとき ・ 京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、予想で<u>土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき</u> ・ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ・ 土砂キキクルで危険（紫）が出現したとき	発表時の状況	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況		立退き避難が必要な居住者等に求める行動	・ 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって生命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。		〔(警戒レベル4) 避難指示の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕 <table><tr><th>区 分</th><th colspan="2">基 準 及 び 状 況</th></tr><tr><td rowspan="3">条 件</td><td>河 川</td><td> ・ 洪水予報河川において、「<u>レベル3 氾濫警報</u>」が発表され、今後、「氾濫危険水位」に達する見込みがあるとき ・ 洪水予報河川において、「氾濫危険水位」に達したとき ・ 水位周知河川において、「避難判断水位」に達したとき ・ 天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時の操作を開始する3時間前 ・ 河川の上流が被害を受け、下流域に危険があるとき ・ 異常な堤防の漏水、浸食が発見されたとき ・ 洪水キキクルで危険（紫）が出現したとき </td></tr><tr><td>土砂災害</td><td> ・ 土砂災害警戒情報が発表されたとき ・ 京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、予想で<u>レベル4 土砂災害危険警報情報発表基準を超過したとき</u> ・ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ・ 土砂キキクルで危険（紫）が出現したとき </td></tr><tr><td>発表時の状況</td><td colspan="2">通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</td></tr><tr><td>立退き避難が必要な居住者等に求める行動</td><td colspan="2"> ・ 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって生命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 </td></tr></table>	区 分	基 準 及 び 状 況		条 件	河 川	・ 洪水予報河川において、「<u>レベル3 氾濫警報</u>」が発表され、今後、「氾濫危険水位」に達する見込みがあるとき ・ 洪水予報河川において、「氾濫危険水位」に達したとき ・ 水位周知河川において、「避難判断水位」に達したとき ・ 天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時の操作を開始する3時間前 ・ 河川の上流が被害を受け、下流域に危険があるとき ・ 異常な堤防の漏水、浸食が発見されたとき ・ 洪水キキクルで危険（紫）が出現したとき	土砂災害	・ 土砂災害警戒情報が発表されたとき ・ 京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、予想で<u>レベル4 土砂災害危険警報情報発表基準を超過したとき</u> ・ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ・ 土砂キキクルで危険（紫）が出現したとき	発表時の状況	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況		立退き避難が必要な居住者等に求める行動	・ 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって生命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。		新しい防災気象情報の運用開始に伴う変更				
区 分	基 準 及 び 状 況																																		
条 件	河 川	・ 洪水予報河川において、「<u>氾濫警戒情報</u>」が発表され、今後、「氾濫危険水位」に達する見込みがあるとき ・ 洪水予報河川において、「氾濫危険水位」に達したとき ・ 水位周知河川において、「避難判断水位」に達したとき ・ 天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時の操作を開始する3時間前 ・ 河川の上流が被害を受け、下流域に危険があるとき ・ 異常な堤防の漏水、浸食が発見されたとき ・ 洪水キキクルで危険（紫）が出現したとき																																	
	土砂災害	・ 土砂災害警戒情報が発表されたとき ・ 京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、予想で<u>土砂災害警戒情報発表基準を超過したとき</u> ・ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ・ 土砂キキクルで危険（紫）が出現したとき																																	
	発表時の状況	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況																																	
立退き避難が必要な居住者等に求める行動	・ 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって生命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。																																		
区 分	基 準 及 び 状 況																																		
条 件	河 川	・ 洪水予報河川において、「<u>レベル3 氾濫警報</u>」が発表され、今後、「氾濫危険水位」に達する見込みがあるとき ・ 洪水予報河川において、「氾濫危険水位」に達したとき ・ 水位周知河川において、「避難判断水位」に達したとき ・ 天ヶ瀬ダムが計画規模を超える洪水時の操作を開始する3時間前 ・ 河川の上流が被害を受け、下流域に危険があるとき ・ 異常な堤防の漏水、浸食が発見されたとき ・ 洪水キキクルで危険（紫）が出現したとき																																	
	土砂災害	・ 土砂災害警戒情報が発表されたとき ・ 京都府土砂災害警戒情報システムにおいて、予想で<u>レベル4 土砂災害危険警報情報発表基準を超過したとき</u> ・ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ・ 土砂キキクルで危険（紫）が出現したとき																																	
	発表時の状況	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況																																	
立退き避難が必要な居住者等に求める行動	・ 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって生命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。																																		

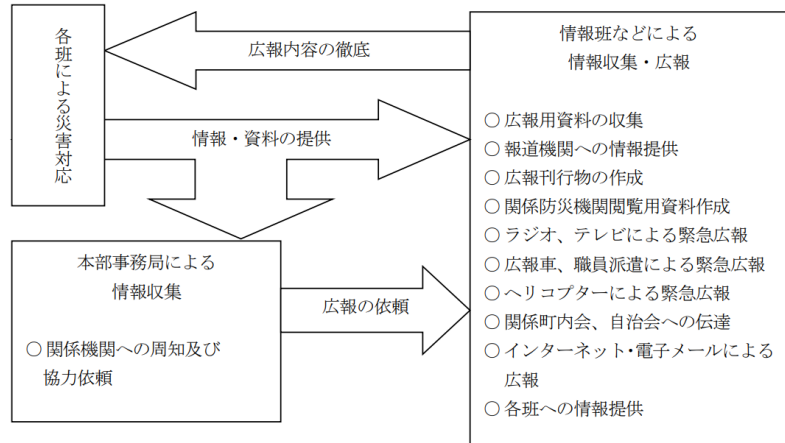
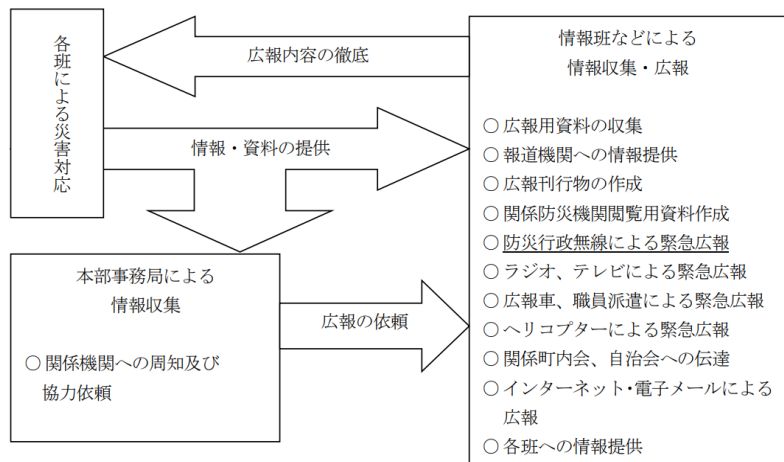
宇治市地域防災計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由																																												
	〔（警戒レベル５）緊急安全確保の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕 <table><tr><th>区 分</th><th colspan="2">基 準 及 び 状 況</th></tr><tr><td rowspan="3">条 件</td><td>河 川</td><td> ・ 洪水予報河川において、「<u>氾濫発生情報</u>」が発表されたとき ・ 決壊や越流が発生したとき ・ 洪水キキクルで災害切迫（黒）が出現したとき </td></tr><tr><td>土砂災害</td><td> ・ 土砂災害が発生したとき ・ 土砂キキクルで災害切迫（黒）が出現したとき </td></tr><tr><td>その他</td><td> ・ その他、住民の生命に重大な影響を及ぼす恐れのある災害が発生したとき </td></tr><tr><td>発表時の状況</td><td colspan="2"> ・ 生命に重大な影響を及ぼす恐れのある被害の発生した状況 </td></tr><tr><td>立退き避難が必要な居住者等に求める行動</td><td colspan="2"> ・ 生命を守るための最善の行動をとる。 </td></tr></table>	区 分	基 準 及 び 状 況		条 件	河 川	・ 洪水予報河川において、「<u>氾濫発生情報</u>」が発表されたとき ・ 決壊や越流が発生したとき ・ 洪水キキクルで災害切迫（黒）が出現したとき	土砂災害	・ 土砂災害が発生したとき ・ 土砂キキクルで災害切迫（黒）が出現したとき	その他	・ その他、住民の生命に重大な影響を及ぼす恐れのある災害が発生したとき	発表時の状況	・ 生命に重大な影響を及ぼす恐れのある被害の発生した状況		立退き避難が必要な居住者等に求める行動	・ 生命を守るための最善の行動をとる。		〔（警戒レベル５）緊急安全確保の基準及び発表時の状況と住民に求める行動〕 <table><tr><th>区 分</th><th colspan="2">基 準 及 び 状 況</th></tr><tr><td rowspan="3">条 件</td><td>河 川</td><td> ・ 洪水予報河川において、「<u>レベル５ 氾濫特別警報</u>または<u>レベル５ 氾濫発生情報</u>」が発表されたとき ・ 決壊や越流が発生したとき ・ 洪水キキクルで災害切迫（黒）が出現したとき </td></tr><tr><td>土砂災害</td><td> ・ 土砂災害が発生したとき ・ 土砂キキクルで災害切迫（黒）が出現したとき </td></tr><tr><td>その他</td><td> ・ その他、住民の生命に重大な影響を及ぼす恐れのある災害が発生したとき </td></tr><tr><td>発表時の状況</td><td colspan="2"> ・ 生命に重大な影響を及ぼす恐れのある被害の発生した状況 </td></tr><tr><td>立退き避難が必要な居住者等に求める行動</td><td colspan="2"> ・ 生命を守るための最善の行動をとる。 </td></tr></table>	区 分	基 準 及 び 状 況		条 件	河 川	・ 洪水予報河川において、「<u>レベル５ 氾濫特別警報</u>または<u>レベル５ 氾濫発生情報</u>」が発表されたとき ・ 決壊や越流が発生したとき ・ 洪水キキクルで災害切迫（黒）が出現したとき	土砂災害	・ 土砂災害が発生したとき ・ 土砂キキクルで災害切迫（黒）が出現したとき	その他	・ その他、住民の生命に重大な影響を及ぼす恐れのある災害が発生したとき	発表時の状況	・ 生命に重大な影響を及ぼす恐れのある被害の発生した状況		立退き避難が必要な居住者等に求める行動	・ 生命を守るための最善の行動をとる。														
区 分	基 準 及 び 状 況																																														
条 件	河 川	・ 洪水予報河川において、「<u>氾濫発生情報</u>」が発表されたとき ・ 決壊や越流が発生したとき ・ 洪水キキクルで災害切迫（黒）が出現したとき																																													
	土砂災害	・ 土砂災害が発生したとき ・ 土砂キキクルで災害切迫（黒）が出現したとき																																													
	その他	・ その他、住民の生命に重大な影響を及ぼす恐れのある災害が発生したとき																																													
発表時の状況	・ 生命に重大な影響を及ぼす恐れのある被害の発生した状況																																														
立退き避難が必要な居住者等に求める行動	・ 生命を守るための最善の行動をとる。																																														
区 分	基 準 及 び 状 況																																														
条 件	河 川	・ 洪水予報河川において、「<u>レベル５ 氾濫特別警報</u>または<u>レベル５ 氾濫発生情報</u>」が発表されたとき ・ 決壊や越流が発生したとき ・ 洪水キキクルで災害切迫（黒）が出現したとき																																													
	土砂災害	・ 土砂災害が発生したとき ・ 土砂キキクルで災害切迫（黒）が出現したとき																																													
	その他	・ その他、住民の生命に重大な影響を及ぼす恐れのある災害が発生したとき																																													
発表時の状況	・ 生命に重大な影響を及ぼす恐れのある被害の発生した状況																																														
立退き避難が必要な居住者等に求める行動	・ 生命を守るための最善の行動をとる。																																														
一般対策編-95	〔水災害から身を守る行動〕 <table><tr><th>地域で予測されている危険</th><th>想定される災害</th><th>行動のきっかけになる注意すべき情報</th><th>いざという時の行動</th></tr><tr><td>2 m以上の浸水が予測される区域</td><td rowspan="3">河川の氾濫による浸水</td><td>避難情報 避難指示 高齢者等避難</td><td>避難情報が出たら洪水浸水想定区域外へ、もしくは避難所の3階以上へ避難</td></tr><tr><td>0.5 m～2 m未満の浸水が予測される区域</td><td>河川の水位情報 河川の<u>氾濫警戒情報（洪水警報）</u></td><td>特別警報、大雨洪水警報が出たら2階へ避難</td></tr><tr><td>0.5 m未満の浸水が予測される区域</td><td><u>氾濫危険情報（洪水情報）</u></td><td>むやみな移動はかえって危険</td></tr><tr><td>地下空間</td><td>側溝やマンホールからあふれ出た水による浸水（内水氾濫）</td><td>降雨情報 气象台による特別警報 <u>大雨洪水警報</u></td><td>早めに地上に避難</td></tr><tr><td>特に何も予測されていない区域</td><td></td><td></td><td>むやみな移動はかえって危険</td></tr></table>	地域で予測されている危険	想定される災害	行動のきっかけになる注意すべき情報	いざという時の行動	2 m以上の浸水が予測される区域	河川の氾濫による浸水	避難情報 避難指示 高齢者等避難	避難情報が出たら洪水浸水想定区域外へ、もしくは避難所の3階以上へ避難	0.5 m～2 m未満の浸水が予測される区域	河川の水位情報 河川の <u>氾濫警戒情報（洪水警報）</u>	特別警報、大雨洪水警報が出たら2階へ避難	0.5 m未満の浸水が予測される区域	<u>氾濫危険情報（洪水情報）</u>	むやみな移動はかえって危険	地下空間	側溝やマンホールからあふれ出た水による浸水（内水氾濫）	降雨情報 气象台による特別警報 <u>大雨洪水警報</u>	早めに地上に避難	特に何も予測されていない区域			むやみな移動はかえって危険	〔水災害から身を守る行動〕 <table><tr><th>地域で予測されている危険</th><th>想定される災害</th><th>行動のきっかけになる注意すべき情報</th><th>いざという時の行動</th></tr><tr><td>2 m以上の浸水が予測される区域</td><td rowspan="3">河川の氾濫による浸水</td><td>避難情報 避難指示 高齢者等避難</td><td>避難情報が出たら洪水浸水想定区域外へ、もしくは避難所の3階以上へ避難</td></tr><tr><td>0.5 m～2 m未満の浸水が予測される区域</td><td>河川の水位情報 河川のレベル3 <u>氾濫警報</u>（洪水予報河川）、レベル3 <u>氾濫警戒情報（水位周知河川）</u>、レベル4 <u>氾濫危険警報（洪水予報河川）</u>、レベル4 <u>氾濫危険情報（水位周知河川）</u></td><td><u>レベル５ 氾濫特別警報</u>、<u>レベル４ 氾濫危険警報</u>、<u>レベル３ 氾濫警報</u>が出たら2階へ避難</td></tr><tr><td>0.5 m未満の浸水が予測される区域</td><td></td><td>むやみな移動はかえって危険</td></tr><tr><td>地下空間</td><td>側溝やマンホールからあふれ出た水による浸水（内水氾濫）</td><td>降雨情報 气象台による<u>レベル５ 大雨特別警報</u> <u>レベル４ 大雨危険警報</u> <u>レベル３ 大雨警報</u></td><td>早めに地上に避難</td></tr><tr><td>特に何も予測されていない区域</td><td></td><td></td><td>むやみな移動はかえって危険</td></tr></table>	地域で予測されている危険	想定される災害	行動のきっかけになる注意すべき情報	いざという時の行動	2 m以上の浸水が予測される区域	河川の氾濫による浸水	避難情報 避難指示 高齢者等避難	避難情報が出たら洪水浸水想定区域外へ、もしくは避難所の3階以上へ避難	0.5 m～2 m未満の浸水が予測される区域	河川の水位情報 河川のレベル3 <u>氾濫警報</u> （洪水予報河川）、レベル3 <u>氾濫警戒情報（水位周知河川）</u> 、レベル4 <u>氾濫危険警報（洪水予報河川）</u> 、レベル4 <u>氾濫危険情報（水位周知河川）</u>	<u>レベル５ 氾濫特別警報</u> 、 <u>レベル４ 氾濫危険警報</u> 、 <u>レベル３ 氾濫警報</u> が出たら2階へ避難	0.5 m未満の浸水が予測される区域		むやみな移動はかえって危険	地下空間	側溝やマンホールからあふれ出た水による浸水（内水氾濫）	降雨情報 气象台による <u>レベル５ 大雨特別警報</u> <u>レベル４ 大雨危険警報</u> <u>レベル３ 大雨警報</u>	早めに地上に避難	特に何も予測されていない区域			むやみな移動はかえって危険	新しい防災気象情報の運用開始に伴う変更
地域で予測されている危険	想定される災害	行動のきっかけになる注意すべき情報	いざという時の行動																																												
2 m以上の浸水が予測される区域	河川の氾濫による浸水	避難情報 避難指示 高齢者等避難	避難情報が出たら洪水浸水想定区域外へ、もしくは避難所の3階以上へ避難																																												
0.5 m～2 m未満の浸水が予測される区域		河川の水位情報 河川の <u>氾濫警戒情報（洪水警報）</u>	特別警報、大雨洪水警報が出たら2階へ避難																																												
0.5 m未満の浸水が予測される区域		<u>氾濫危険情報（洪水情報）</u>	むやみな移動はかえって危険																																												
地下空間	側溝やマンホールからあふれ出た水による浸水（内水氾濫）	降雨情報 气象台による特別警報 <u>大雨洪水警報</u>	早めに地上に避難																																												
特に何も予測されていない区域			むやみな移動はかえって危険																																												
地域で予測されている危険	想定される災害	行動のきっかけになる注意すべき情報	いざという時の行動																																												
2 m以上の浸水が予測される区域	河川の氾濫による浸水	避難情報 避難指示 高齢者等避難	避難情報が出たら洪水浸水想定区域外へ、もしくは避難所の3階以上へ避難																																												
0.5 m～2 m未満の浸水が予測される区域		河川の水位情報 河川のレベル3 <u>氾濫警報</u> （洪水予報河川）、レベル3 <u>氾濫警戒情報（水位周知河川）</u> 、レベル4 <u>氾濫危険警報（洪水予報河川）</u> 、レベル4 <u>氾濫危険情報（水位周知河川）</u>	<u>レベル５ 氾濫特別警報</u> 、 <u>レベル４ 氾濫危険警報</u> 、 <u>レベル３ 氾濫警報</u> が出たら2階へ避難																																												
0.5 m未満の浸水が予測される区域			むやみな移動はかえって危険																																												
地下空間	側溝やマンホールからあふれ出た水による浸水（内水氾濫）	降雨情報 气象台による <u>レベル５ 大雨特別警報</u> <u>レベル４ 大雨危険警報</u> <u>レベル３ 大雨警報</u>	早めに地上に避難																																												
特に何も予測されていない区域			むやみな移動はかえって危険																																												
一般対策編-96	4. 避難指示等の伝達及び事前措置 (1) 伝達の方法 ア ラジオ、テレビ放送等による伝達 本文 略	4. 避難指示等の伝達及び事前措置 (1) 伝達の方法 ア ラジオ、テレビ放送等による伝達 本文 略	宇治市防災行政無線に関する修正 新しい防災気象情報の運用開始に伴う変																																												

宇治市地域防災計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由
	<u>イ</u> 広報車による伝達 本文 略 <u>ウ</u> 個別巡回による伝達 本文 略 <u>エ</u> 電子メールによる伝達 本文 略 <u>オ</u> 町内会、自治会 等への伝達 本文 略 <u>カ</u> 宇治市ホームページ 等 による周知 宇治市ホームページや<u>フェイスブック</u>にて、周知する。 <u>キ</u> ファックス による 伝達 河川の洪水情報又は<u>土砂災害警戒情報</u>や避難情報を、洪水浸水想定区域内又は土砂災害（特別）警戒区域内にある地下街、要配慮者利用施設へ伝達する。	<u>イ</u> 防災行政無線による伝達 <u>防災行政無線を活用して、市内全域又は関係地区に伝達する。</u> <u>ウ</u> 広報車による伝達 本文 略 <u>エ</u> 個別巡回による伝達 本文 略 <u>オ</u> 電子メールによる伝達 本文 略 <u>カ</u> 町内会、自治会 等への伝達 本文 略 <u>キ</u> 宇治市ホームページ 等 による周知 宇治市ホームページや<u>SNS</u>にて、周知する。 <u>ク</u> ファックス による 伝達 河川の洪水情報又は<u>レベル4土砂災害危険警報</u>や避難情報を、洪水浸水想定区域内又は土砂災害（特別）警戒区域内にある地下街、要配慮者利用施設へ伝達する。	更
一般対策編-149	第29章 文教対策 第4節 教育に関する応急措置 1. 休校、登下校の措置 (1) 授業開始後の措置 気象警報のうち特別警報、暴風警報、暴風雪警報、<u>大雨警報、洪水警報</u>のいずれか（以下「警報」という。）が発表された場合、学校（園）長は速やかに休校措置をとるものとする。 ただし、午前中に局地的大雨等の一時的な警報が発表され、通常の授業終了時刻までに解除されることが見込まれる場合は、校長会長と市教育委員会とで協議を行い、学校待機させることとする。 なお、保育所においては特別警報、暴風警報、暴風雪警報のいずれかが発表された場合に休所措置をとる。 また、警報発表前において災害が発生し、又は発生が予想される場合は、学校（園）長の判断により市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。 なお、帰宅させる場合は気象状況、災害の状況等を十分に把握し、園児、児童、生徒の生命の安全について万全を期するものとする。	第29章 文教対策 第4節 教育に関する応急措置 1. 休校、登下校の措置 (1) 授業開始後の措置 気象警報のうち特別警報、暴風警報、暴風雪警報、<u>河川氾濫・大雨・土砂災害のレベル5特別警報、レベル4危険警報、レベル3警報</u>のいずれか（以下「警報」という。）が発表された場合、学校（園）長は速やかに休校措置をとるものとする。 ただし、午前中に局地的大雨等の一時的な警報が発表され、通常の授業終了時刻までに解除されることが見込まれる場合は、校長会長と市教育委員会とで協議を行い、学校待機させることとする。 なお、保育所においては特別警報、暴風警報、暴風雪警報のいずれかが発表された場合に休所措置をとる。 また、警報発表前において災害が発生し、又は発生が予想される場合は、学校（園）長の判断により市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。 なお、帰宅させる場合は気象状況、災害の状況等を十分に把握し、園児、児童、生徒の生命の安全について万全を期するものとする。	新しい防災気象情報の運用開始に伴う変更

宇治市地域防災計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由														
震災対策編-56	第3編 災害応急対策計画 第3章 情報の収集・伝達 第4節 非常無線通信等の利用 1. 防災行政無線設備の運用 防災行政無線設備は、電波法、同法施行令及び別に定める市地域防災無線管理要綱に基づき運用するものとする。	第3編 災害応急対策計画 第3章 情報の収集・伝達 第4節 非常無線通信等の利用 1. 防災行政無線設備の運用 防災行政無線設備は、電波法、同法施行令及び別に定める市防災行政無線管理要綱に基づき運用するものとする。	宇治市防災行政無線に関する修正														
震災対策編-58 ～59	第4章 広報・広聴活動計画 第1節 広報活動 【活動実施後に必要な情報の伝達先】 <table><tr><th>主担当</th><th>活動項目別の主な伝達情報</th><th>情報伝達先</th></tr><tr><td rowspan="2">本部事務局 総務班 情報班</td><td>避難の指示等の緊急広報 災害情報、生活関連情報、救援措置情報の一般広報</td><td rowspan="2">各班、市民（広報車・エリアメール・HP・SNS・広報刊行物・消防班等）、報道機関（FAX・電話）</td></tr><tr><td>緊急広報、一般広報</td></tr></table> 1. 広報の基本方針 (1)～(3) 略  2. 略	主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先	本部事務局 総務班 情報班	避難の指示等の緊急広報 災害情報、生活関連情報、救援措置情報の一般広報	各班、市民（広報車・エリアメール・HP・SNS・広報刊行物・消防班等）、報道機関（FAX・電話）	緊急広報、一般広報	第4章 広報・広聴活動計画 第1節 広報活動 【活動実施後に必要な情報の伝達先】 <table><tr><th>主担当</th><th>活動項目別の主な伝達情報</th><th>情報伝達先</th></tr><tr><td rowspan="2">本部事務局 総務班 情報班</td><td>避難の指示等の緊急広報 災害情報、生活関連情報、救援措置情報の一般広報</td><td rowspan="2">各班、市民（<u>防災行政無線</u>、広報車・エリアメール・電子メール・HP・SNS・広報刊行物・消防班等）、報道機関（FAX・電話）</td></tr><tr><td>緊急広報、一般広報</td></tr></table> 1. 広報の基本方針 (1)～(3) 略 (4) <u>災害時の情報提供に当たっては、被災者の人権に配慮した対応に努めるとともに、被災者に対する誹謗中傷や差別、偏見が生じないよう啓発に努める。</u>  2. 略	主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先	本部事務局 総務班 情報班	避難の指示等の緊急広報 災害情報、生活関連情報、救援措置情報の一般広報	各班、市民（ <u>防災行政無線</u> 、広報車・エリアメール・電子メール・HP・SNS・広報刊行物・消防班等）、報道機関（FAX・電話）	緊急広報、一般広報	宇治市防災行政無線に関する修正 多様なニーズへの対応について市の考え方を追記
主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先															
本部事務局 総務班 情報班	避難の指示等の緊急広報 災害情報、生活関連情報、救援措置情報の一般広報	各班、市民（広報車・エリアメール・HP・SNS・広報刊行物・消防班等）、報道機関（FAX・電話）															
	緊急広報、一般広報																
主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先															
本部事務局 総務班 情報班	避難の指示等の緊急広報 災害情報、生活関連情報、救援措置情報の一般広報	各班、市民（ <u>防災行政無線</u> 、広報車・エリアメール・電子メール・HP・SNS・広報刊行物・消防班等）、報道機関（FAX・電話）															
	緊急広報、一般広報																

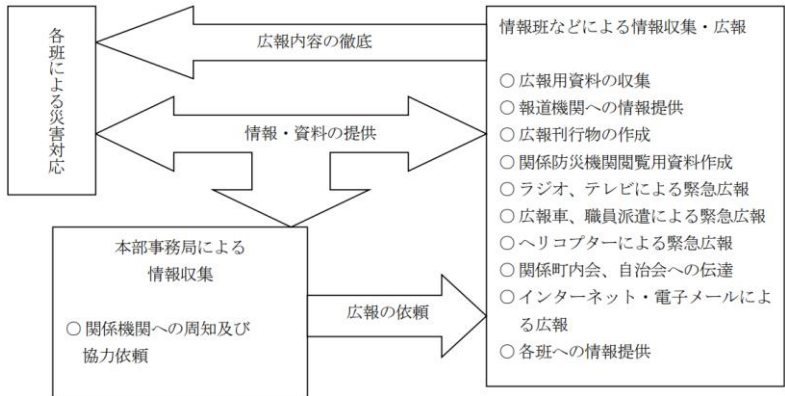
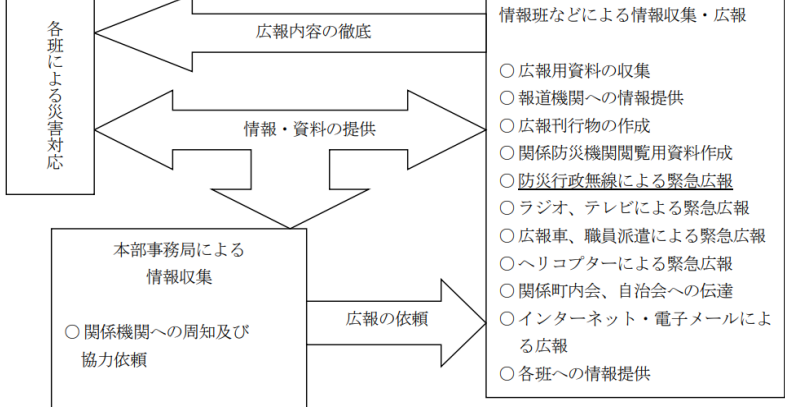
宇治市地域防災計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由
	3. 広報の方法 (1) 本部による緊急広報の方法 ア ラジオ、テレビによる緊急広報 本文 略 イ 広報車、職員派遣による緊急広報 本文 略 ウ ヘリコプター等による緊急広報 本文 略 エ 電子 メールによる緊急広報 本文 略 オ 町内会、自治会 等への連絡 本文 略	3. 広報の方法 (1) 本部による緊急広報の方法 ア ラジオ、テレビによる緊急広報 本文 略 <u>イ 防災行政無線による緊急広報</u> <u>本部は、必要に応じて、被災地域に防災行政無線による緊急広報を実施する。</u> ウ 広報車、職員派遣による緊急広報 本文 略 エ ヘリコプター等による緊急広報 本文 略 オ 電子 メールによる緊急広報 本文 略 カ 町内会、自治会 等への連絡 本文 略	
震災対策編-75	第9章 避難誘導計画 第1節 避難指示等の発令 4. 避難指示等の伝達及び事前措置 (1) 伝達の方法 ア ラジオ、テレビ放送等による伝達 本文 略 イ 広報車による伝達 本文 略 ウ 個別巡回による伝達 本文 略 エ 電子メールによる伝達 本文 略 オ 町内会、自治会 等への伝達 本文 略 カ 宇治市ホームページ 等 による周知 宇治市ホームページやフェイスブックにて、周知する。 キ ファックス による 伝達 本文 略	第9章 避難誘導計画 第1節 避難指示等の発令 4. 避難指示等の伝達及び事前措置 (1) 伝達の方法 ア ラジオ、テレビ放送等による伝達 本文 略 <u>イ 防災行政無線による伝達</u> <u>防災行政無線を活用して、市内全域又は関係地区に伝達する。</u> ウ 広報車による伝達 本文 略 エ 個別巡回による伝達 本文 略 オ 電子メールによる伝達 本文 略 カ 町内会、自治会 等への伝達 本文 略 キ 宇治市ホームページ 等 による周知 宇治市ホームページやSNSにて、周知する。 ク ファックス による 伝達 本文 略	宇治市防災行政無線に関する修正

宇治市地域防災計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由																
震災対策編-158	第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第6章 関係者との連携協力の確保 第2節 防災体制に関する事項 内閣府「 <u>南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン</u> 」を踏まえ、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合、本市は次のとおり対応するものとする。	第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第6章 関係者との連携協力の確保 第2節 防災体制に関する事項 内閣府「 <u>南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン</u> 」を踏まえ、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合、本市は次のとおり対応するものとする。	ガイドライン名称の変更による修正																
事故対策編-14	第2編 予防計画 第5章 避難体制の整備 3. 避難所の管理・運営体制の強化 本市、施設管理者、地域住民組織等が共同で防災訓練を実施し、災害時における避難所の管理・運営に熟知するとともに、体制の強化を図る。 また、 <u>事前に避難所に必要な資料、備品等の配備を促進する。</u>	第2編 予防計画 第5章 避難体制の整備 3. 避難所の管理・運営体制の強化 本市、施設管理者、地域住民組織等が共同で防災訓練を実施し、災害時における避難所の管理・運営に熟知するとともに、体制の強化を図る。 また、 <u>事前に避難所に必要な資料、備品等の配備を促進し、要配慮者を含むすべての人が安心して過ごすことができる避難所の整備を推進する。</u>	避難所運営等について市の考え方を追記																
事故対策編-41	第3編 応急対策計画 第3章 情報の収集・伝達 第5節 非常無線通信等の利用 1. 防災行政無線設備の運用 防災行政無線設備は、電波法、同法施行令及び別に定める <u>市地域防災無線管理要綱</u> に基づき運用するものとする。	第3編 応急対策計画 第3章 情報の収集・伝達 第5節 非常無線通信等の利用 1. 防災行政無線設備の運用 防災行政無線設備は、電波法、同法施行令及び別に定める <u>市防災行政無線管理要綱</u> に基づき運用するものとする。	宇治市防災行政無線に関する修正																
事故対策編-43～45	第4章 広報・広聴活動計画 第1節 広報活動 【活動実施後に必要な情報の伝達先】 <table><tr><th>主担当</th><th>活動項目別の主な伝達情報</th><th>情報伝達先</th></tr><tr><td rowspan="2">情報班</td><td>避難の指示等の緊急広報災害情報、生活関連情報、救援措置情報の一般広報</td><td></td></tr><tr><td>緊急広報、一般広報</td><td>各班、市民（広報車・ヘリコプター・電子メール・HP・FB・広報刊行物・消防班等）、報道機関（FAX・電話）</td></tr></table> 1. 広報の基本方針 (1)～(3) 略	主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先	情報班	避難の指示等の緊急広報災害情報、生活関連情報、救援措置情報の一般広報		緊急広報、一般広報	各班、市民（広報車・ヘリコプター・電子メール・HP・FB・広報刊行物・消防班等）、報道機関（FAX・電話）	第4章 広報・広聴活動計画 第1節 広報活動 【活動実施後に必要な情報の伝達先】 <table><tr><th>主担当</th><th>活動項目別の主な伝達情報</th><th>情報伝達先</th></tr><tr><td rowspan="2">情報班</td><td>避難の指示等の緊急広報災害情報、生活関連情報、救援措置情報の一般広報</td><td></td></tr><tr><td>緊急広報、一般広報</td><td>各班、市民（<u>防災行政無線、</u>広報車・ヘリコプター・電子メール・HP・SNS・広報刊行物・消防班等）、報道機関（FAX・電話）</td></tr></table> 1. 広報の基本方針 (1)～(3) 略 (4) <u>災害時の情報提供に当たっては、被災者の人権に配慮した対応に努めるとともに、被災者に対する誹謗中傷や差別、偏見が生じないよう啓発に努める。</u>	主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先	情報班	避難の指示等の緊急広報災害情報、生活関連情報、救援措置情報の一般広報		緊急広報、一般広報	各班、市民（ <u>防災行政無線、</u> 広報車・ヘリコプター・電子メール・HP・SNS・広報刊行物・消防班等）、報道機関（FAX・電話）	宇治市防災行政無線に関する修正 多様なニーズへの対応について市の考え方を追記
主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先																	
情報班	避難の指示等の緊急広報災害情報、生活関連情報、救援措置情報の一般広報																		
	緊急広報、一般広報	各班、市民（広報車・ヘリコプター・電子メール・HP・FB・広報刊行物・消防班等）、報道機関（FAX・電話）																	
主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先																	
情報班	避難の指示等の緊急広報災害情報、生活関連情報、救援措置情報の一般広報																		
	緊急広報、一般広報	各班、市民（ <u>防災行政無線、</u> 広報車・ヘリコプター・電子メール・HP・SNS・広報刊行物・消防班等）、報道機関（FAX・電話）																	

宇治市地域防災計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由
	 各班による災害対応 広報内容の徹底 情報・資料の提供 本部事務局による 情報収集 ○ 関係機関への周知及び 協力依頼 情報班などによる情報収集・広報 ○ 広報用資料の収集 ○ 報道機関への情報提供 ○ 広報刊行物の作成 ○ 関係防災機関閲覧用資料作成 ○ ラジオ、テレビによる緊急広報 ○ 広報車、職員派遣による緊急広報 ○ ヘリコプターによる緊急広報 ○ 関係町内会、自治会への伝達 ○ インターネット・電子メールによ る広報 ○ 各班への情報提供 2. 略 3. 広報の方法 (1) 本部による緊急広報の方法 ア ラジオ、テレビによる緊急広報 本文 略 イ 広報車、職員派遣による緊急広報 本文 略 ウ ヘリコプター等による緊急広報 本文 略 エ 電子 メールによる緊急広報 本文 略 オ 町内会、自治会 等への連絡 本文 略	 各班による災害対応 広報内容の徹底 情報・資料の提供 本部事務局による 情報収集 ○ 関係機関への周知及び 協力依頼 情報班などによる情報収集・広報 ○ 広報用資料の収集 ○ 報道機関への情報提供 ○ 広報刊行物の作成 ○ 関係防災機関閲覧用資料作成 ○ <u>防災行政無線による緊急広報</u> ○ ラジオ、テレビによる緊急広報 ○ 広報車、職員派遣による緊急広報 ○ ヘリコプターによる緊急広報 ○ 関係町内会、自治会への伝達 ○ インターネット・電子メールによ る広報 ○ 各班への情報提供 2. 略 3. 広報の方法 (1) 本部による緊急広報の方法 ア ラジオ、テレビによる緊急広報 本文 略 イ <u>防災行政無線による緊急広報</u> <u>本部は、必要に応じて、被災地域に防災行政無線による緊急広報を実施す る。</u> ウ 広報車、職員派遣による緊急広報 本文 略 エ ヘリコプター等による緊急広報 本文 略 オ 電子 メールによる緊急広報 本文 略 カ 町内会、自治会 等への連絡 本文 略	
事故対策編-55	第7章 避難誘導計画 第1節 避難の指示 5. 指示の伝達及び事前措置 (1) 伝達の方法 ア ラジオ、テレビ放送等による伝達 本文 略 イ 広報車による伝達	第7章 避難誘導計画 第1節 避難の指示 5. 指示の伝達及び事前措置 (1) 伝達の方法 ア ラジオ、テレビ放送等による伝達 本文 略 イ <u>防災行政無線による伝達</u>	宇治市防災行政無線に関する修正

宇治市地域防災計画新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由
	本文 略 ウ 個別巡回による伝達 本文 略 エ 電子メールによる伝達 本文 略 オ 町内会、自治会 等への伝達 本文 略 カ 宇治市ホームページ 等 による周知 宇治市ホームページやフェイスブックにて、周知する。 キ ファックス による 伝達 本文 略	<u>防災行政無線を活用して、市内全域又は関係地区に伝達する。</u> ウ 広報車による伝達 本文 略 エ 個別巡回による伝達 本文 略 オ 電子メールによる伝達 本文 略 カ 町内会、自治会 等への伝達 本文 略 キ 宇治市ホームページ 等 による周知 宇治市ホームページやSNSにて、周知する。 ク ファックス による 伝達 本文 略	

資料1-2 避難施設一覧

（令和8年4月1日現在）

1. 指定緊急避難場所（指定避難所も兼ねる）

地区班	開設 順位	施設名	収容人数		所在地	指定緊急避難場所		
			施設分	空地		洪水	崖崩れ、土 石流及び 地滑り	地震
笠取小	1	笠取小学校	500	1,430	西笠取石原 22	○	○	○
笠取第二小	1	笠取第二小学校	500	1,500	炭山直谷 31	○		○
木幡小	1	木幡小学校	1,490	2,640	木幡赤塚 4	○	○	○
御蔵山小	1	御蔵山小学校	1,500	3,460	木幡御蔵山 39-4	○	○	○
		木幡中学校	2,640	7,240	木幡内畑 34	※	○	○
宇治小	1	宇治小学校・黄檗中学校	5,210	4,200	五ヶ庄三番割 27	○	○	○
岡屋小	1	岡屋小学校	1,720	3,220	五ヶ庄寺界道 37-3	○	○	○
		東宇治中学校	3,090	6,240	五ヶ庄池ノ浦 36-1	○	○	○
南部小	1	南部小学校	1,720	4,000	五ヶ庄戸ノ内 15-1	※	○	○
三室戸小	1	三室戸小学校	1,400	3,150	菟道岡谷 16-2	○	○	○
菟道小	1	菟道小学校	1,460	4,600	宇治塔川 102	○	○	○
菟道第二小	1	菟道第二小学校	1,770	5,170	宇治琵琶 63-3	○	○	○
		宇治中学校	2,580	5,660	宇治矢落 64-1	○	○	○
神明小	1	神明小学校	1,670	3,200	神明石塚 32	○	○	○
大開小	1	大開小学校	1,700	3,640	広野町大開 35	○	○	○
		広野中学校	2,450	8,600	広野町尖山 3	○		○
大久保小	1	大久保小学校	1,860	3,740	広野町中島 1-1	○	○	○
槇島小	1	槇島小学校	1,820	6,950	槇島町吹前 35	※	○	○
		北宇治中学校	2,160	7,200	槇島町島前 33	※	○	○
北槇島小	1	北槇島小学校	1,640	3,860	槇島町本屋敷 40-2	※	○	○
		槇島中学校	1,740	7,380	槇島町本屋敷 35-1	※	○	○
旧北小倉小	1	旧北小倉小学校 (西宇治体育館空地含む)	1,740	12,910	小倉町堀池 72	※	○	○
にしおぐら小	1	旧西小倉小学校	530	4,870	伊勢田町遊田 69	※	○	○
		にしおぐら小学校・西小倉中学校	5,400	1,440	伊勢田町遊田 7-1	※	○	○
小倉小	1	小倉小学校	1,880	3,870	小倉町西畑 1-4	○	○	○
伊勢田小	1	伊勢田小学校	1,790	4,540	伊勢田町井尻 3	※	○	○
		西宇治中学校	2,130	9,130	伊勢田町南山 21-1	○	○	○
西大久保小	1	西大久保小学校	1,660	3,520	大久保町旦棕 25	※	○	○
平盛小	1	平盛小学校	1,760	3,550	大久保町平盛 91-3	※	○	○
		南宇治中学校	2,390	7,410	大久保町平盛 31-5	※	○	○
計			59,900	148,320				

注1 洪水時避難所欄の○印は「洪水浸水想定区域外にある避難所」、※印は「洪水浸水想定区域内にある3階建て以上の避難所であり、洪水時は垂直避難（最上階への避難）が可能な施設」を意味する。

注2 旧南小倉小学校は、指定緊急避難場所として指定しないが、施設の利用が可能である当面の間は避難所として使用する。

注3 今後の旧北小倉小学校の再整備により、旧北小倉及び旧西小倉小学校の収容人数は変動する。

2. 指定避難所・空地関係

地区班	開設 順位	施設名	収容人数		所在地	備考	洪水時 避難所	土砂災 区域
			施設分	空地				
笠取小	2	宇治市総合野外活動センター (アクトパル宇治)	304	3,050	西笠取辻出川西1		○	▽
笠取第二小	2	京都芸術高等学校炭山体育館	593		炭山乾谷 7ー7	民間施設	○	
木幡小	3	旧木幡幼稚園	170	630	木幡檜尾 47-1		○	
		木幡保育所	330		木幡東中 10-2		○	
		北木幡保育所	250		木幡陣ノ内 1			
		コミュニティワークこはた館	100		木幡河原 3-12			
		河原青少年センター	200		木幡河原 5-5			
御蔵山小	2	東宇治高等学校	410	10,000	木幡平尾 43-2	府立施設	○	
宇治小	2	黄檗体育館(黄檗公園)	1,300	33,109	五ヶ庄三番割 25-1		○	
		菟道高等学校	430	8,600	五ヶ庄五雲峰 4-1	府立施設	○	▽
	3	東宇治コミュニティセンター	300		五ヶ庄三番割 36-5		○	▽
南部小	3	お茶と宇治のまち交流館 (お茶と宇治のまち歴史公園)	63	873	菟道丸山 203-1			
岡屋小	3	ひがしうじ幼稚園	210	850	五ヶ庄梅林官有地		○	
	3	木幡公民館	200		木幡内畑 34-7			
菟道小	2	京都翔英高等学校 第2体育館	486		宇治東内 40-8-2	民間施設	○	
	3	ゆめりあうじ	60		宇治里尻 5-9		※	
		菟道ふれあいセンター	60	600	宇治妙楽 128-1			
		善法保育所	140		宇治善法 116-2		○	
		コミュニティワークうじ館	170		宇治善法 31		○	
		善法青少年センター	166		宇治善法 110-1		○	
菟道第二小	3	文化会館	5,710		折居台 1 丁目 1		○	
		中央公民館	200		折居台 1 丁目 1		○	
		旧神明幼稚園	190	360	宇治野神 57		○	
		宇治保育所	240		宇治貳番 84-10		○	
		生涯学習センター	400		宇治琵琶 45-14		○	
大開小	2	立命館宇治中学校・高等学校	670	13,940	広野町八軒屋谷 33-1	民間施設	○	▽
大久保小	2	宇治支援学校	260	2,070	広野町丸山 10	府立施設	○	
	3	広野公民館	200		広野町寺山 17-403		○	
		南宇治コミュニティセンター	300		大久保町上ノ山 42-3		○	
槇島小	3	槇島コミュニティセンター	230		槇島町大川原 27-5			
北槇島小	2	京都文教学園宇治キャンパス	1,010	5,740	槇島町千足 80	民間施設	※	
旧北小倉小	2	西宇治体育館(西宇治公園)	1,500	3,820	小倉町蓮池 20-1		※	
	3	西小倉コミュニティセンター	240		小倉町南堀池 107-1			
にしおぐら小	3	西小倉保育所	270		伊勢田町遊田 69			
旧南小倉小	2	城南菱創高等学校	840	8,680	小倉町南堀池	府立施設	※	
小倉小	3	小倉双葉園保育所	380		小倉町西畑 13		○	
		小倉公民館	180		小倉町寺内 91			
西大久保小	3	産業振興センター	138		大久保町西ノ端 1-25			
		大久保保育所	280		大久保町旦椋 25			
		大久保青少年センター	140	490	大久保町山ノ内 3		○	
計			19,320	92,812				

- 注 ・洪水時避難所欄の○印は「洪水浸水想定区域外にある避難所」、
 ※印は「洪水浸水想定区域内にある3階建て以上の避難所であり、洪水時は垂直避難（最上階への避難）が可能な施設」を意味する。
 ・土砂災害区域欄の√印は「土砂災害（特別）警戒区域内にあり、土砂災害発生の危険がある場合、使用を制限する避難所」を意味する。

資料1-34 炊き出し実施場所、設備状況等一覧表

令和8年4月1日現在

炊き出し所の名称	所在地	設備内容				炊き出し能力 (炊飯量) (リットル)	炊き出し可能人員 (人)
		釜(種別) (数量) リットル	数量	水源	火力源		
御蔵山小学校 TEL39-9156	木幡御蔵山	190 140	2 6	上水道 "	都市ガス "	594	2,970
木幡小学校 TEL39-9154	木幡赤塚	190 140	1 5	" "	" "	433	2,165
岡屋小学校 TEL39-9152	五ヶ庄寺界道	140	6	"	"	408	2,040
南部小学校 TEL39-9150	五ヶ庄戸ノ内	140	6	"	"	408	2,040
宇治小学校 黄檗中学校 TEL39-9145	五ヶ庄三番割	190 140 130	1 1 3	" " "	" " "	350	1,750
三室戸小学校 TEL39-9148	菟道岡谷	140 80 110	3 1 1	" " "	" " "	294	1,470
菟道小学校 TEL39-9110	宇治塔川	140 110	4 1	" "	" "	326	1,630
菟道第二小学校 TEL39-9112	宇治琵琶	140 110	4 2	" "	" "	380	1,900
槇島小学校 TEL39-9117	槇島町吹前	140 190	4 1	" "	プロパンガス "	365	1,825
北槇島小学校 TEL39-9119	槇島町本屋敷	140 110	4 1	" "	都市ガス "	326	1,630
神明小学校 TEL39-9114	神明石塚	140 190	4 1	" "	" "	365	1,825
小倉小学校 TEL39-9121	小倉町西畑	140 190	6 1	" "	" "	501	2,505
伊勢田小学校 TEL39-9125	伊勢田町井尻	140	6	上水道	都市ガス	408	2,040
大開小学校 TEL39-9136	広野町大開	140	6	"	"	408	2,040
大久保小学校 TEL39-9134	広野町中島	190 140 80	2 2 1	" " "	" " "	222	1,110

炊き出し所の 名 称	所 在 地	設備内容				炊き出し 能 力 (炊飯量) (リットル)	炊き出し 可能人員 (人)
		釜(種別) (数量) ^{リットル}	数量	水源	火力源		
平盛小学校 TEL39-9140	大久保町平盛	140 110	4 2	〃 〃	〃 〃	380	1,900
西大久保小学校 TEL39-9138	大久保町旦棕	140 110	3 2	〃 〃	〃 〃	312	1,560
お茶と宇治のまち 歴史公園	菟道丸山	90	2	〃	〃	120	600
<u>宇治市学校給食 センター</u>	<u>五ヶ庄三番割</u>	<u>400</u> <u>230</u>	<u>14</u> <u>1</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>1,300</u>	<u>6,500</u>

資料 1-45-1 特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報）

警報等の名称等		概 要
レベル5 特別警報 (警戒レベル5 に相当)	レベル5 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害等※1 が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル5 土砂災害特別警報※4	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル5 氾濫特別警報※3	河川※2 氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル5 高潮特別警報	高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
レベル4 危険警報 (警戒レベル4 に相当)	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害等※1 が起こるおそれ大きい危険な状況の場合に発表。
	レベル4 土砂災害危険警報※4	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれ大きい危険な状況の場合に発表。
	レベル4 氾濫危険警報※3	河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれ大きい危険な状況の場合に発表。
	レベル4 高潮危険警報	高潮による重大な災害が起こるおそれ大きい危険な状況の場合に発表。
レベル3 警報 (警戒レベル3 に相当)	レベル3 大雨警報	大雨による重大な浸水害等※1 が起こるおそれがある場合に発表。
	レベル3 土砂災害警報※4	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがある場合に発表。
	レベル3 氾濫警報※3	河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。
	レベル3 高潮警報	高潮による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。
レベル2 注意報 (警戒レベル 2)	レベル2 大雨注意報	大雨による浸水害等※1 が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル2 土砂災害注意報※4	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル2 氾濫注意報※3	河川※2 氾濫による災害が起こるおそれのある場合に発表。
	レベル2 高潮注意報	高潮による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。

※1 大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び大雨や融雪による洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表。

※2 洪水予報河川

※3 洪水予報河川に発表する洪水注意報はレベル2 氾濫注意報の名称を、洪水警報（洪水危険警報を除く。）はレベル3 氾濫警報の名称を、洪水危険警報はレベル4 氾濫危険警報の名称を、洪水特別警報はレベル5 氾濫特別警報の名称を、それぞれ用いて行う。

※4 土砂崩れ注意報はレベル2 土砂災害注意報の名称を、土砂崩れ警報（土砂崩れ危険警報を除く。）はレベル3 土砂災害警報の名称を、土砂崩れ危険警報はレベル4 土砂災害危険警報の名称を、土砂崩れ特別警報はレベル5 土砂災害特別警報の名称を、それぞれ用いて行う。

資料 1－45－2 特別警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報以外）

警報等の名称等		概 要
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけ。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加される場合あり。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけ。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるとときに発表。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表。

資料1-46 キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。最大6時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時10分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。

資料2-48 土砂災害警戒区域における避難情報の発令の判断基準

警戒レベル	避難情報	気象情報	京都府土砂災害警戒情報システム	近隣での前兆現象
5	緊急安全確保			土砂災害が発生
4	避難指示	レベル4 土砂災害危険警報	実況でレベル4土砂災害危険警報の発表基準を超過	
		レベル4 土砂災害危険警報	予想でレベル4土砂災害危険警報の発表基準を超過	前兆現象の発見（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量変化等）
3	高齢者等避難	レベル3 土砂災害警報	実況または予想でレベル3土砂災害警報の発表基準を超過	

京都府土砂災害警戒情報システム

土壌雨量指数 確認 <https://d-keikai.pref.kyoto.jp/MapForm.aspx?m=3>

土砂災害警戒情報とは

土砂災害警戒情報とは、大雨で土砂災害のおそれがある時、大雨警報発表後に、京都府と京都地方気象台が共同して、市町村ごとに発表する防災気象情報です。土砂災害のおそれがある時の早めの避難にお役立てください。なお、令和8年5月から、気象業務法第13条第1項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われます。

No.	項目	詳細
1	発表時期	大雨警報発表後、土砂災害発生の危険性が高まった時
2	発表目的	市町村長による避難情報の発令判断と府民の避難等の判断の参考情報のため
3	発表単位	市町村単位
4	発表者	京都府と京都地方気象台

土砂災害警戒情報発表の目安

京都府と京都地方気象台は、土砂災害警戒情報発表の目安として「土砂災害警戒避難基準雨量」を設定し、共同で監視しています。2時間先までのスネークラインが、土砂災害発生危険基準線(CL)を超過し、土砂災害発生の危険性が高まったとき、土砂災害警戒情報を発表します。

<出典>京都府土砂災害情報 解説 <https://d-keikai.pref.kyoto.jp/help/index.html>



資料 2－53 警戒レベルと防災気象情報の関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	
	災害発生または切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 (必ず実施されるものではない)	
5				
<警戒レベル4までに必ず避難！>				
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	レベル2氾濫・大雨・土砂災害・高潮注意報	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	

市町村は、警戒レベル相当情報
の他、暴風や日没の時刻、堤防や随門等に関する情報なども、総合的に避難指示等の発令を判断する。

災害種別	洪水等			土砂災害	高潮
	洪水予報河川※外水氾濫	水位周知河川※外水氾濫	その他河川、水路、下水道※洪水予報河川以外の外水氾濫、内水氾濫		
発表主体	河川事務所または都道府県と気象台	河川事務所または都道府県	気象台	気象台	関係機関が協力して発表または気象台※3
発表単位	河川ごと	河川ごと	市町村ごと 市町村を分割して発表する場合もある	市町村ごと	市町村ごと
5相当	レベル5氾濫特別警報 レベル5氾濫発生警報※4 水害リスクライン：黒	レベル5氾濫発生情報※4	レベル5大雨特別警報※4 洪水キキクル：黒 浸水キキクル：黒	レベル5土砂災害特別警報 土砂キキクル：黒	レベル5高潮特別警報 レベル5高潮氾濫発生情報※4
4相当	レベル4氾濫危険警報 水害リスクライン：紫	レベル4氾濫危険情報	レベル4大雨危険警報 (内水氾濫危険情報)※5 洪水キキクル：紫 浸水キキクル：紫	レベル4土砂災害危険警報 土砂キキクル：紫	レベル4高潮危険警報
3相当	レベル3氾濫警報 水害リスクライン：赤	レベル3氾濫警戒情報	レベル3大雨特別警報 洪水キキクル：赤 浸水キキクル：赤	レベル3土砂災害特別警報 土砂キキクル：赤	レベル3高潮警報
2※6	レベル2氾濫注意報 水害リスクライン：黄	レベル2氾濫注意情報	レベル2大雨注意報 洪水キキクル：黄 浸水キキクル：黄	レベル2土砂災害注意報 土砂キキクル：黄	レベル2高潮注意報
1	早期注意情報				

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報)
下段細字：webサイトで常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら確認するプル型の情報)

※1 警戒レベル相当情報とは、国・都道府県が発する防災気象情報のうち、居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報と5段階の警戒レベルを関連付けるものである。警戒レベル相当情報が発表されたとしても必ずしも同時に同じレベルの避難情報が発表されるものではない。
※2 水位周知河川については、河川事務所等から発表される水位到達情報を警戒レベル相当情報とすることを基本とするが、気象台が発表する市町村毎の大雨に関する情報の中でも取り扱われるので、大雨に関する情報やキキクルについても参考とすることができるとある。
※3 高潮予報海岸については、国交省・都道府県・気象台が共同して発表。それ以外の海岸については、気象台が発表。
※4 水防計画に定められた河川は、河川管理者等からの氾濫通報に基づくレベル5氾濫発生情報が発表される。
(当該通報したものが河川管理者や海岸管理者である国土交通大臣の場合には、国土交通大臣から発表)
※5 内水氾濫危険情報は、水位周知下水道において都道府県または市町村から発表される。
※6 下段細字(水害リスクライン、洪水キキクル、浸水キキクル、)は「警戒レベル2相当情報」であり、「警戒レベル2」ではない。

※高齢者以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせた
り、避難の準備をしたり、自主的に避難